

令和7年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和7年6月17日 午前10時00分 開会
午後 4時19分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	欠員
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	内蔵清
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	吉田和裕		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田匡勝	書記	神橋秀幸
書記	関元瞳	書記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 7番 吉村始 9番 松林謙司

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	2	横井 晶行	一問一答	高田川のメンテを問う	担当部長
				太鼓橋のメンテを問う	担当部長
2	9	松林 謙司	一問一答	おひとりさま、終活支援について	市 長 担当部長
3	4	坂本 剛司	一問一答	就学前施設の担当課の方向性について	副市長 担当部長
4	1 1	川村 優子	一問一答	児童・生徒の I C Tリテラシーの指導について	教育長 担当部長
				地域連携・官民連携のとれたまちづくり	市 長 担当部長
5	7	吉村 始	一問一答	歩行者の安全確保について	市 長 担当部長
				「指定校変更に関する基準」について	教育長 担当部長
6	1	西川 善浩	一問一答	本市における義務教育期に通う塾や習い事に係る費用の助成制度への取組みや方針について	市 長 教育長 担当部長
				企業立地に向けた本市独自の新たな優遇制度の創設について	市 長 副市長 担当部長
7	1 0	谷原 一安	一問一答	高齢者の買い物支援	市 長 担当部長
				道の駅かつらぎ事業のあり方	市 長 担当部長
				通行者の安全を守る道路補修のあり方	市 長 担当部長
8	5	杉本 訓規	一問一答	学童保育について	市 長 担当部長
9	3	柴田 三乃	一問一答	ヤングケアラー支援と若者の居場所づくりについて	市 長 副市長 担当部長
1 0	1 2	増田 順弘	一問一答	自転車交通の普及に向けて	市 長 担当部長
				農業の活性化	市 長 担当部長

1 1	1 4	藤井本 浩	一問一答	飯豊天皇について	副市長 担当部長
				葛城市教育大綱について	市 長 教育長 担当部長
				農業経営者への市特別融資の新設について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

奥本議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付しているとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月6日の通告期限までに通告されたのは11名であります。質問者はペーパーレス会議システム等で配付している通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は11名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、2番、横井晶行議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、横井晶行議員。

横井議員 皆さん、おはようございます。今日は2個上げます。高田川のメンテ、堆積土除去、1つ、もう一つ、太鼓橋でございます。今日はこの2本立てで頑張りますので、よろしくお願いいたしますします。

それでは、質問席から行います。

奥本議長 横井議員。

横井議員 2番、横井でございます。

理事者の皆さん、古今東西、前回に引き続き、地域住民方々から強い要望、陳情があり、地域住民、葛木、新庄、南道穂、北花内の皆さんは、行政の改善への取組の進捗状況をとっても知りたがっている状況下であります。私は、このような市民皆様からの行政への強い要望、陳情を直接に行政に問うべく、今議会で繰り返し、一般質問をする次第であります。

高田川のメンテを問う。高田川堆積土除去の件であります。まず初めに、高田川とは、寺口から新庄中学の南側を通り、葛城市役所の南側を通り、近鉄新庄駅の東側を通っている、普通河川を含んでいる一級河川の巨大な川であります。この高田川が、人間で言えば、病氣中なのです。高田川の真ん中には堆積土、土砂が詰まり、堆積しており、文字どおり、川中島の様相になっているのであります。この状況では河川本来の保水能力が損なわれるため、大雨や台風時は、用水路の越水、冠水の原因となるのであります。このことは、地域防災の意味でも、決して放置できない地域の改善事例なのであります。

問い1、行政側の高田川堆積土除去について市民からの問合せがありましたのです。今現在、進捗状況はどうなっていますか。回答をお願いします。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 おはようございます。都市整備部の安川でございます。よろしくお願いします。

ご質問の区域の堆積土砂の撤去につきましては、一級河川であり、奈良県の管理となっておりますので、令和6年度に奈良県高田土木事務所において実施しております。高田土木事務所に確認したところ、北花内地内の鳥井戸橋から上流の葛木地区コミュニティセンター付近までの860メートルの範囲において、河川の堆積土砂380立方メートルを撤去し、しゅんせつ工事を完了しております。

以上です。

奥本議長 横井議員。

横井議員 続きまして、2番。問い2、今後の行政の改善の予定、計画はどうなってますか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 同河川の上流部に位置します岩谷池を令和6年度に貯留浸透事業で改修しており、一時的に河川等に放流される雨水を抑制しております。引き続き、県管理である一級河川のしゅんせつ等につきましては、県に要望していくとともに、管理区分が市の部分につきましては、起債事業を活用し、県と協力し、河川の管理を適切に行い、減災に努めてまいります。

奥本議長 横井議員。

横井議員 次なる大きなテーマになります。高田川のメンテを問う。太鼓橋補修、通行止め対応の件であります。いきさつ、太鼓橋は2019年から2020年頃に署名運動があり、現在は2025年なのであります。その太鼓橋が2022年8月からもう約3年間も通行止めになっているのであります。地域住民からの再三にわたる陳情、要望が現在進行形で発生している状態なのです。地域住民皆さんの起算点では5年以上経過している事例なのであります。このことはあえてコメントしておきます。また、太鼓橋を通行止めにした割には、迂回路、里道が整備されていないので、これも地域住民からの陳情、苦情の多い事例なのであります。迂回路である里道には、草ぼうぼう、ところどころ道路にひび割れや陥没が発生しているのであります。これでは、地域住民にとって、不便で不便で極まりない生活状況下なのであります。

問い3、太鼓橋問題への対応については、本体補修、文化財登録と歩道橋設置の2本立てと聞いております。2本立てである各分野の進捗状況はどうなっているのでしょうか。お願いします。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 おはようございます。教育部の勝眞でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、文化財登録につきましてお答えをさせていただきます。太鼓橋を文化財として保存することにつきましては、現在、国の登録有形文化財への登録を目指し、奈良県文化財課と協議を行いながら作業を進めているところでございます。令和6年12月議会的一般質問におきまして、令和7年度に登録文化財に向けての实地調査を予定していると答弁をさせていただきましたが、实地調査につきましては、令和7年5月に奈良県文化財課により実施いただいております。現在は、文化庁への意見具申に向けて作業を進めているところでございます。

以上です。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 次に、歩道橋設置についての進捗状況でございます。太鼓橋周辺歩道橋設置工事に伴う予備設計業務を令和7年7月より実施してまいります。予備設計の業務内容としましては、太鼓橋周辺に高田川を横断する歩道橋を設置することを目的とした地質調査や、測量設計業務を行います。

以上です。

奥本議長 横井議員。

横井議員 問い4、今後、各分野での行政側の改善の予定、計画はどうなっているのでしょうか。お願いします。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 文化財登録に向けての今後の予定でございますが、順調にいきますと、文化庁への諮問、答申を経て、令和8年7月頃に登録文化財として官報に告示される予定となっております。また、補修につきましては、所管する建設課と、その方法を含めて研究してまいりたいと考えております。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 次に、歩道橋設置についての予定及び計画でございますが、令和7年度に行う歩道橋設置に係る予備設計業務の成果を基に、令和8年度に河川管理者と協議しながら、歩道橋の詳細設計業務を進めてまいります。歩道橋の設置につきましては、予算措置の検討も必要になってくることから、引き続き設置に向け進めてまいります。

以上です。

奥本議長 横井議員。

横井議員 私は、皆さんからの要望、陳情にお応えするために、これからも三直三現式で現地調査を行い、市民の皆さんからの声を直接にお聞きする次第であります。私はこれからも市民第一を目指して、皆様からの要望、陳情を必ずや行政にお伝えします所存でございます。理事者の皆さん、長らくのご清聴ありがとうございました。

奥本議長 横井晶行議員の発言を終結いたします。

次に、9番、松林謙司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、松林謙司議員。

松林議員 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただきまして、これより一般質問をさせていただきます。今回の私の質問は、おひとりさま、終活支援についてお伺いをさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

奥本議長 松林議員。

松林議員 それでは、おひとりさま、終活支援についてお伺いをさせていただきます。

最初に、昨年6月に谷原一安議員が、また、12月にも坂本剛司議員が終活支援のテーマで一般質問をされておりますが、このたび、私も、おひとりさま、終活支援についてということで質問させていただきます。内容的にも、さきに一般質問されたお二人と重複する部分も

あるかと思いますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

おひとりさまと呼ばれる65歳以上の単身高齢者は、内閣府の調べによると、昭和55年には88万人だったのに対し、令和2年では672万人となり、2040年には約900万人に達する見込みであります。頼れる家族がおらず、亡くなった後、遺体を引き取る人がいなければ無縁遺骨となってしまいます。また、この終活とは、人生の終末を迎えるに当たり、介護、葬儀、相続などについての希望をまとめ、準備を整えることを終活といいます。

ここでお伺いいたします。葛城市におきまして、特におひとりさま、終活支援として具体的に取り組んでおられることがありましたら、教えてください。

奥本議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 皆様、おはようございます。保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、お答えさせていただきます。第9期介護保険事業計画の、葛城市が目指す地域包括ケアシステムの姿の中で、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりの項目の中に終活支援を挙げております。葛城市では、終活の相談があった場合には、まず、わたしノートの作成を提案させていただきます。わたしノートとは、エンディングノートのことでございます。このわたしノートには、現在の自分の状態や、死後どうしてほしいのか、また、財産の状況など記載できるようになっております。このノートを記載することによりまして、今後、自分が終活に向かってやるべきことの気づきの支援となっております。その気づきを地域包括支援センターに相談いただき、必要な情報提供や関係機関へつなぐ役割をしております。また、死後に関することについては、死後事務委任契約を専門家と契約する必要がございますので、相談機関の情報提供を行っております。また、エンディングノートにつきましては、敬老会においては参加者全員に、また、ケアマネージャー研修会においてはケアマネージャーに、また、市役所窓口配置したり、地域の集まりの際に配布するなどしております。令和6年度は1,400部作成し、全て配布している状態となっております。また、希望があった地域では、書き方の講習も行いました。お願いします。

奥本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。今のご答弁で、わたしノート、エンディングノートを市役所の窓口で配布をしたり、地域の集まりの際などに配布をして、エンディングノートの作成を提案していただいているとのことですが、このエンディングノートを書き進めていく上で相談ができる身内がない場合は、どのような支援をしていただけるのでしょうか。

奥本議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 相談ができる身内がない場合には、任意後見制度や成年後見制度の利用をご紹介いたします。今は大丈夫だけど、将来が不安だとか、認知症になったらどうしたらいいのか、などの不安があると思います。そのときに備えて、後見人にあらかじめ自分の意思を伝えておくこともできます。このような相談も地域包括支援センターにいただければ、必要な情報提供、または支援をさせていただきます。

奥本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。全国に先駆けて、自治体による終活支援を始めた神奈川県横須賀市では、引取り手のないご遺骨が、この30年間で5倍に増えております。その多くは、生前の身元が分かっている一般市民だといいます。本人は葬儀費用をためていたのに、親族が見つからず、直葬せざるを得ないケースもあったと明かすのは、市地域福祉課福祉専門官の北見万幸氏です。以前は、住民票や戸籍から親族の氏名と住所を調べ、電話番号案内104番で照合すれば連絡できましたが、携帯電話が普及し、固定電話が減ったことで、親族への電話連絡が難しくなったといいます。

ここで伺いをさせていただきます。葛城市におきまして、引取り手のないご遺骨は把握されておられるのでしょうか。

奥本議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 引取り手のないご遺骨につきましては、全体数は把握しておりませんが、地域包括支援課で関わっているケースがあった場合は、ひとり暮らし台帳などの情報によりまして、親族などに遺骨を渡すことができるように努めてまいります。今申し上げました、ひとり暮らし台帳とは、身寄りのないひとり暮らしの高齢者を含めました、ひとり暮らしの高齢者につきましては、民生委員様の協力によりまして、70歳以上のひとり暮らしの方を対象にひとり暮らし台帳を作成しているものでございます。もし、ひとり暮らしの高齢者に緊急の対応が必要になった場合は、このひとり暮らし台帳を活用し、親族や知人の方やかかりつけ医などと情報共有を行っております。

ひとり暮らし台帳を整備する目的は、市内の高齢者の世帯の状況などを民生委員による活動を通じて把握し、市及び民生委員がその情報を共有することにより、地域の見守り活動を促進し、もって、高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりを目指しているものでございます。民生委員様には実際に自宅を訪問していただき、現在の状況、緊急連絡先などを聞いていただいております。

奥本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。横須賀市では、2つの終活支援事業を始めました。1つは、2015年7月に始めたエンディングプランサポート事業、E S 事業です。利用者は、市の協力葬儀会社と生前契約をして費用を預け、亡くなった後は、市と協力葬儀会社が連携をして葬儀や納骨を行います。登録対象者は、民間事業を阻害しないよう、身寄りのない低所得者の単身高齢者に限定しております。費用は27万円、生活保護受給者は5万円に抑えられています。

市の協力葬儀会社と生前契約をした利用者は、同時に市に登録申請を行うこととなり、市側には、4か月に1回の訪問、月1回の電話での生前安否確認が行われます。2022年度までの登録者数は124人、そのうち52人が亡くなり、生前に希望した形での葬送が行われ、本人の意向が尊重されました。同事業がなければ、葬儀もないまま市が火葬することになっておりました。事業開始以来、1,000万円以上の市税削減にもつながっているということであります。

そして、同市が2018年5月から行っているもう一つの事業が、終活情報登録伝達事業であります。緊急の連絡先、支援事業所や身元保証事業者、そして遺言書やエンディングノート、

終活ノートの保管場所、そしてまた、葬儀や納骨の生前契約先、墓の所在地など11項目の情報が登録できます。万一の際に、警察や医療機関などからの問合せに市が対応をして、本人に代わって登録情報を伝えます。年齢や所得などの利用制限はなく、登録者は670人を超えております。北見氏は、引取り手のない遺骨の問題が注目されるが、実はそれは生前身寄りなしの問題であり、死後の遺留金品や空き家をどうするかという問題と根本は同じで、それらに関する情報を生前登録できる公的サービスは、多くの地域で必要になるはずであると強調をしております。

葛城市におきましても、おひとりさまと呼ばれる65歳以上の単身高齢者の支援に更に具体的に踏み込んだ形で、横須賀市で取り組んでいるようなエンディングプランサポート事業、E S 事業や、終活情報登録伝達事業などのような支援の構築が必要であると思いますが、阿古市長のお考えをお示してください。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 葛城市では、地域包括支援センターにおきまして、総合相談支援事業として、葛城市にお住まいの高齢者等に関する様々な相談を全てお受けしております。その際に、65歳以上の単身高齢者の方の終活の相談についても、従来より支援を行っております。現在の葛城市の人口規模及び行政職員数から考えますと、単独で事業を立ち上げて相談窓口を設けなくても、地域包括支援センターの相談支援業務として十分に対応できていると考えております。ただし、今後も引き続き他市の事例などを研究し、高齢者の皆様が安心して相談いただける体制を構築していく必要があると考えております。

以上でございます。

奥本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。市民が人生の最終段階を安心して迎えるための情報提供や、支援サービスを行う取組であります。信頼性の高い公的機関である自治体が、住民の不安に寄り添いながら支援を行うことは大事なことであります。よろしくお願い申し上げます。また、東京豊島区では、区民の不安や悩みを解消するとともに、今後の生活をより豊かで充実したものとしていただくことを目的として、都内23区では、自治体初となる専用窓口、終活あんしんセンターを2021年2月に開設をしました。終活に関する総合的な相談を受け付けております。相続や遺言、葬儀など、終活全般について相談できます。対象者は、区内在住のおおむね65歳以上の方とご家族であります。その相談内容につきましては、終活の始め方、そしてまた、医療、介護のこと、財産のこと、葬儀のこと、相続、遺言のこと、住まいのこと、そしてまた、先ほどのエンディングノートのこと、終活情報登録事業のことなどとなっており、相談内容は一例で、漠然とした不安や悩みでも大丈夫でございます。まずは一度ご連絡ください、とホームページには記載をされております。

おひとりさまと呼ばれる単身の高齢者の不安に耳を傾け、寄り添う姿勢が感じられます。区の委託で、区民社会福祉協議会、社協が運営しており、相談件数は累計で2,000件に及びます。社協の小林純子地域福祉課長は、センターが社協内にあることから、見守り相談や成年後見制度の利用など、社協の既存サービスに円滑につながるケースもあると話しております。

す。2022年4月には終活情報登録事業を始め、2023年8月時点で34人が登録しております。社協では2024年度から、日常の見守りや入退院支援、葬儀、財産処分などをパッケージで支援する新規事業も社協独自の事業として実施をしております。自治体の終活支援について実態調査を行った高崎経済大学の八木橋慶一教授によると、エンディングノートの配布を行う自治体は300近くに上る一方、横須賀市のようなエンディングプランサポート事業、E S 事業や情報登録のいずれか1つでも実施する自治体は、20未満となっております。

総務省の調査では、全国の市区町村が保管する無縁遺骨は増加をしており、2021年10月時点では約6万柱に上ることが判明しております。八木橋教授は、自治体による終活支援はまだ限定的である。引取り手のない遺骨が全国的に増えている中、行政の役割を明確にする時期が来ていると指摘をしております。

ここで伺いをさせていただきます。葛城市におきまして、いわゆるおひとりさまと呼ばれる65歳以上の単身高齢者の不安や悩みの相談を、具体的にはどこの相談窓口になればよいのでしょうか。

奥本議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 葛城市におきましては、地域包括支援センターで葛城市に住む高齢者に関する様々な相談を受けております。したがって、65歳以上の単身高齢者の不安や悩みの相談につきましても、まずは地域包括支援センターで相談支援を行っております。その内容によりまして、適切な機関、制度、サービスにつないでまいります。

奥本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。豊島区の場合は、専用窓口を一元化して終活あんしんセンターを開設して、おひとりさまの終活に関する総合的な相談対応をしておりますが、葛城市におきまして、専用の窓口を開設して対応するか、もし、できないのであれば、どこの担当課で終活支援に関する相談を受け付けているのかを、ホームページ等で、広報等で広く周知徹底すべきであると思いますが、お考えをお示してください。

奥本議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 葛城市におきましては、地域包括支援センターでの相談支援を行っている現状で、現在是对応ができていると考えておりますが、終活支援という支援の担当窓口が地域包括支援センターであることの周知は、今後はホームページに掲載するとともに、広報での事業の紹介をすることも検討してまいります。

奥本議長 松林議員。

松林議員 よろしくお申し上げます。ありがとうございます。家族の形が変容する中、家族に代わって高齢者の人生の終盤を支えるサービスの需要が高まっております。終活は、人生の最終章をどう生きるのか、自分の意思をどう伝えるのかという大切なテーマであります。年齢や家族構成に関わらず、全ての人にとって関係のあるものです。家族の有無に関わらず、誰もが安心して生きていき、亡くなった後も尊厳が守られる仕組みが必要でございます。そして、今、終活を支える仕組みとして、自治体の支援が全国的に広がりを見せております。

自治体の終活支援は、エンディングノートの配布から、生前契約支援、終活セミナーの開

催、個別相談の窓口設置、さらには、見守り体制との連携や情報登録制度の導入まで多岐にわたっております。こうしたサービスは、高齢者やひとり暮らしの方、費用面で不安のある方、終活に踏み出せずにいる方などにとって非常に強い存在と言えます。葛城市におきましても、おひとりさま、終活支援の更なる充実を切に要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

奥本議長 松林謙司議員の発言を終結いたします。

次に、4番、坂本剛司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、坂本剛司議員。

坂本議員 皆さん、おはようございます。坂本剛司でございます。議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。私の質問は、就学前施設担当課の方向性についてであります。

これよりは質問席にて行わせていただきます。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 では、よろしくお願いをいたします。

では、通告させていただきました、就学前施設、幼稚園、認定こども園、保育所でありますが、その担当課の方向性について質問をいたします。葛城市におきましては、長い間、一般的に言われております、幼稚園における幼児教育と保育所における養護と保育を行ってきましたが、令和4年4月に、葛城市初の幼保連携型認定こども園がスタートし、給食施設の完成によって、本来あるべき姿である認定こども園として運用されるようになったのが令和6年でありました。また、令和6年からは、民間の幼保連携型認定こども園も開園されました。このことは葛城市にとっては喜ばしいことではございますが、奈良県下の状況を見ますと、早い自治体では、平成22年4月に、公立の幼保連携型認定こども園が運用され、他市町村においても、就学前施設計画を立てて、公立の認定こども園が次々と誕生してきましたが、葛城市は12年も遅れていることが理解できます。

平成22年から令和4年の間、葛城市は、子育てのまち、教育のまち、住みよいまちとして、全国的にも注目を集める人気のある市となりましたが、奈良県下の自治体では、葛城市よりも早い段階から、国が定める子育て支援事業を実施され、独自の工夫もされてきましたが、葛城市はそれを追従しているだけのようには思えてなりません。ただし、医療的ケア児に関しましては、令和5年3月に奈良県で初めてのガイドラインを作成し、令和6年度からケア児の保育をされ、誇れるものであると認識しております。

なぜ葛城市の子育て支援事業が他市町を追従するのでしょうか。いろいろ苦言を言わせていただきましたが、通告タイトルは就学前施設担当課の方向性についてでありますので、ここから質問させていただきます。冒頭において、一般的に幼稚園では幼児教育、保育所では養護と保育と言いましたが、これは過去からの一般的な認識である言葉でございます。今では、幼稚園、保育所、認定こども園における3歳以上の園児には、国が定める幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領によって内容が統一され、同じカリキュラムによって、遊びによる集団活動や集団生活における体験による学び、園児の想像力を引

き出す手助け、工夫してできてきたことの達成感を園児に経験させるための職員の力量と資質の向上などが今の就学前施設に求められ、次の小学校へとつないでいくものであると私は考えます。

そこでお聞きします。学校教育課とこども未来課は、葛城市の未来を担う子どもたちが利用する施設であり、同レベルの学びが実施されるように、お互い共通の目的や認識を持ち、同じ場所に一堂に会して研修や会議をされているのでしょうか。私の知る限りでは、ばらばらに会議などをされていると承知しておりますが、いかがでしょうか。ばらばらに行う必要性やメリットがあるのでしょうか。私が思いますところ、幼稚園や保育所などの目的は同じだと考えますが、あえて差別化するかのように縦割りで会議を行うメリットはあるのでしょうか。答弁をお願いします。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

幼稚園教諭、保育士、保育教諭が行う会議や研修の場ということについてでございますが、こども未来創造部と教育部に共通する答弁となりますので、こども未来創造部からお答えさせていただきます。

会議や研修には、広く未就学児童の保育に携わる者が習得すべき内容のものと、それぞれの専門性を強化するものがございます。そのため、専門知識の土台強化を図る内容につきましては、保育所、認定こども園、幼稚園が公立、私立の垣根を越えて、それぞれが案内を出し合い、一緒に研修したり、意見を交わす場を設けております。

令和6年度の実績としましては、学校教育課、こども未来課、葛城市保育士部会、葛城市幼稚園・こども園教育研究会がそれぞれ主催する研修会が合わせて年間11回開催され、ここには公立、私立の保育者が参加いたしました。一方、幼稚園は幼稚園の、保育所、認定こども園は保育所、認定こども園の専門性を強化するための内容である場合につきましては、同種の施設が互いに切磋琢磨することにより、より専門性の高い研修や会議を行っております。幼稚園教諭、保育士、保育教諭、いずれの立場でございまして、未就学児童の保育を担う責任感を持って保育の質の向上を図っているところでございます。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 答弁ありがとうございます。会議や研修には、保育に携わる職員が習得すべき内容のものと、それぞれの専門性を強化するものがあり、専門知識の土台強化のため、保育所、幼稚園、こども園、民間施設が垣根を越えて一緒に研修等を行い、意見交換をしておられる。また、各就学前施設における専門性を強化するための内容である場合には、お互いに切磋琢磨することにより、専門性の高い研修等を行っている。施設の各職員は、立場が違うが責任を持って保育の質の向上を図っているというお答えでございました。

こども未来創造部としてのメリット、会議や研修を個別に行うメリットとしましては、会議においては、同種の施設なので、子どもの生活の流れが同じで分かりやすく、まとまりやすい。研修においては、自分たちの保育の現状に合った研修につなげやすいなどがあるとのことであります。デメリットとして、会議においては、ほかの施設の状況が分からないので、

自分たちからの発信のみになると。研修においては、研修の開催本数が少ないので、研修を通しての情報が得にくいなどがあるということでもあります。

教育部関係のメリットとしては、専門性の追求という点で、各施設の特性、専門性を生かすことができるため、例えば幼稚園では専門的な教育内容を深く追及できる。また、附属幼稚園として、小学校との交流や教育課程の接続など、就学に向けて取組が円滑にできるということでもございました。デメリットとしては、保育時間や職員の勤務の関係により、会議や研修の時間調整に苦慮しているということでもあります。

そこで2点、確認のためにお聞きしたいのですが、先ほどの答弁の中に、それぞれの専門性という言葉が出てまいりましたが、それぞれの専門性とは何だとお考えでしょうか。また、幼稚園の専門的な教育内容について、簡単にお答えをお願いいたします。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 保育所、認定こども園の専門性についてお答えいたします。

0歳から2歳にかけては、特定の大人との間に安定した信頼関係を築き、愛着形成を図る重要な時期であることや、授乳や離乳、おむつ交換や衣服の着脱など、日常生活を健康で快適に過ごすための基本的な生活習慣の確立に関する知識などが、乳幼児から3歳の関わりについての専門性として挙げられます。また、午睡につきましても、保育施設に限った生活の一部であることから、保育従事者の専門性が生かされるところでございます。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。

幼稚園につきましては、小学校就学前の子どもに対して、教育を目的とした体系的な指導を行う教育機関であるため、教育課程に基づいた計画的な指導を行うための専門性が求められております。また、幼稚園の専門的な教育内容というお問い合わせでもございましたけれども、小学校への接続を見据えた教育活動がございます。具体的には、幼小接続カリキュラムに基づきました系統的な学びや活動、幼稚園児と小学生との多様な交流活動、幼稚園年長と小学1年生との接続期における生活リズムの形成や、遊びを取り入れた授業などが挙げられます。

以上でございます。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 ご答弁ありがとうございます。それぞれの専門性についても、同レベルであるようにお願いをしておきます。

次に、奈良県下の就学前施設担当課の状況についてお話しさせていただきます。近隣の香芝市は、令和6年1月に、組織改革、機構改革というんでしょうか、を実施され、幼稚園、こども園、保育所を担当する課として保育幼稚園課が創設され、利用者が同じ窓口で対応でき、従来からあった、組織の違いによる説明の相違による市民の混乱防止にもつながり、利用者サービスの利便性の向上が図られると期待されております。また、施設に勤務する先生と呼ばれている職員の研修や資質の向上、学びの平準化等が行われ、子どもが幼稚園出身者であっても、保育所出身者であっても、同じ学びを受けた児童として小学校へスムーズに引き継がれるものと考えます。

組織改革でございますので、組織を改革される担当部に質問をさせていただきます。前副市長であった溝尾さんが、幼稚園担当課と保育所担当課の統合を検討されたことがあったとお聞きいたしますが、何が不具合で検討がされなかったのでしょうか。答弁をお願いします。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

令和4年の4月に磐城認定こども園が開園するのに伴いまして、組織の見直しを行いました。具体的には、こども未来創造部にこども未来課を新設し、待機児童対策室を吸収しております。また、子育て福祉課を子育て支援課へ名称変更を行うとともに、子育て福祉課の保育所の管理運営事務をこども未来課へ移行いたしました。そのときに職員で議論を行ってありました内容は、まずは幼保一体型の認定こども園は、どの部署で所管して運用を行うべきか、他市の状況の調査を行いながら、具体的な連携について議論を行ってありました。幼稚園担当課と保育所担当課の統合につきましては、幼稚園と認定こども園と保育所は、それぞれの部署でどのように連携していくのか。それぞれの要領を確認しながら、共通する部分は何かあって、職員の連携としては、どのような動きをするのがよいのかという議論、分析までにとどまっております。

以上です。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 答弁ありがとうございます。部長からは、令和4年4月に、子育て福祉課が行っていた業務を分離し、子育て支援課と保育所の管理運営事業を行うこども未来課を新設をされたと。そして認定こども園の担当については、他市の状況確認等をした結果、認定こども園はこども未来課が担当することになったと。幼稚園担当課と保育所担当課の統合については、議論や分析までにとどまっているとの答弁でございました。

ここで東副市長に質問をさせていただきます。溝尾前副市長からは、統合についての引継ぎはあったのでしょうか。どうでしょうか。

奥本議長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの坂本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

前副市長から、幼稚園担当課と保育所担当課の統合についての引継ぎというものはございませんでしたけれども、ただ、私といたしましては、就学前教育として、幼保一体に向けての制度面であるとか、また職員の配置などについて、必要に応じまして、担当部署と連携、調整を図っておるといったところでございます。

以上でございます。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。では次に、香芝市以外にも、全国や奈良県下においても担当課の統合がされていますが、前副市長が退任されて以降、何か進展はありましたでしょうか。答弁をお願いします。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

具体的には、幼稚園と認定こども園の行事について同様のものを実施するようにしております。また、人事的な配置については、幼稚園教諭と保育士については、幼稚園と保育所、認定こども園、それぞれの部署に職員が枠にとらわれることなく配置できるように人事異動を行っております。行政職員としては、学校教育課とこども未来課が連携していくように、それぞれの職員1名ずつに兼務辞令を出して、業務の連携も行っております。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 先ほどの答弁では、人事的な配置については、幼稚園教諭と保育所については、幼稚園と保育所、認定こども園、それぞれの部署に職員が枠にとらわれることなく配置できるよう人事異動を行っておるという答弁でございました。この人事異動についてでございますが、人事交流のことだと考えますが、保育所と幼稚園、認定こども園の部署の異なる異動について伺います。何人異動があったのか、過去3年間で教えてください。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 令和5年4月1日では、幼稚園から保育所へ1名、幼稚園からこども園へ2名、保育所からこども園へ1名、こども園から幼稚園へ2名の、合計6名が異動しております。令和6年4月1日では、磐城認定こども園と磐城第1保育所が統合したことにより、保育所からこども園へ10名が異動しております。令和7年4月1日現在では、こども園から保育所へ3名、保育所からこども園へ2名の、合計5名の異動がございました。

以上です。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 行政職員についてであります。先ほど行政職員としては、学校教育課とこども未来課が連携していくように、それぞれの職員1名ずつに兼務辞令を出してというふうな答弁でありましたけれども、行政職員に兼務辞令を出してメリットはあるのでしょうか。逆に職員が疲れてしんどくなると思いますが、いかがでしょうか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 行政職員として学校教育課とこども未来課が連携しているメリットは、芸術鑑賞などの行事について同様のものを実施するような場合や、補助金等の申請や交付事務など、共通する部分についての連携するメリットがございます。

次に、業務についての職員の負担については、保育所、認定こども園の保育部分に係る事務はこども未来課で、幼稚園、認定こども園の幼稚園部分の事務は学校教育課でそれぞれ行っている状況であります。業務の負担という点につきましては、効率的に進められるように工夫しながら行っております。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 分かりました。では、次の質問ですけれども、奈良県下12市の状況については、人事担当部としては既に把握されておられるものと思いますが、どうでしょうか。お答えをお願いします。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 奈良県の12市中、所管課を1つにしている市は、奈良市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、香芝市、御所市、宇陀市の9市です。所管課を1つにしていない市は、大和高田市、大和郡山市の2市となっております。

以上です。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。12市のうち9市は1つにされているという答弁でありました。

次に、現状の学校教育課とこども未来課がばらばらに事業を担当することのメリットとデメリット、また、仮に組織改革をされた場合、多くの自治体では、市と教育委員会において業務に関する協定書を結び、業務が遂行できるようにされておりますが、協定を結ぶことにするメリットとデメリットのお答え、お願いをいたします。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部と教育部に共通する答弁となりますので、こども未来創造部からお答えさせていただきます。

所管課を1つにする場合には、市長と教育委員会との間で地方自治法に基づく協議書を交わす必要があると思われます。内容は、市長は、市長の権限に属する事務を教育委員会事務局職員に委任または補助執行させる。教育委員会は、教育委員会の権限に属する事務を市長部局職員に委任または補助執行させるといった内容です。協議に係るメリットとしましては、保護者からの問合せ窓口を集約することによるサービスの向上と事務処理の一元化、職員の知識が広がる、情報共有が図れるなどが考えられます。デメリットとしましては、国や県の担当課が分かれており、事務の複雑化が考えられること、担当課において教育と保育の幅広い知識の習得が必要となり、専門性の習熟に時間を要する等の懸念がございます。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 答弁ありがとうございます。地方自治法第180条の2、180条の7に基づき、市長と教育委員会との間で協議書を交わし、市長の権限に属する事務と教育委員会に属する事務を職員に委任または補助執行をさせる。また、メリットとして、保護者対応の窓口を集約することができ、サービスの向上と事務の簡素化などが考えられると。デメリットとしましては、国や県の縦割り行政による事務の複雑化が考えられ、担当課としての幅広い知識と専門性の習得に時間を要するというふうに答弁をいただきました。

次に、こども未来課には学校教育課出身の職員もいると聞いておりますが、また、学校教育課を経験していない職員に兼務辞令を出して、それで事が収まっていると思われるように思いますが、1つの課に幼稚園、保育所、こども園が分かる職員を配置するだけで事務ができると思いますが、いかがでしょうか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

1つの課にするメリット、デメリットなどを、他市の状況を踏まえて、担当課の意見や現場の運営状況などを把握する必要があると考えます。葛城市の幼稚園、保育所、認定こども園などの将来の運営についてどのように行っていくのかを、関係課としっかりと協議させて

いただきたいと考えております。

以上です。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 組織の在り方については、一長一短があると思われませんが、先進地では、メリットがあるから組織を一本化されたと思っております。奈良県では義務教育課も組織されておりますので、子育てのまちとして無駄のない子育て組織の改革をされますことを要望させていただき、9月議会にて再度、幼保一本化に向けての進捗状況などをお聞きしたいと思います。それまでよろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

奥本議長 坂本剛司議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午後 1時00分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番、川村優子議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

11番、川村優子議員。

川村議員 皆様、こんにちは。川村優子でございます。お昼からもどうぞよろしくお願いいたします。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

本日の質問の内容は、1つ目は、生徒・児童のICTリテラシーの指導について。そして2問目は、葛城市においての地域連携、官民連携のとれたまちづくりについてを質問させていただきます。

これよりは質問席で行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

奥本議長 川村議員。

川村議員 それでは、よろしくお願いいたします。

まず、1つ目の質問でございますが、今、皆さん、大人の方も子どもの方も、本当に世界中がスマホを持って生活をしている、そんな時代でございますが、まず、葛城市の小・中学校においての生徒・児童のICTリテラシーの指導についてを質問させていただきます。文部科学省は、ICTリテラシーを情報活用能力と定義しまして、小学校からの段階で、段階的な育成というものが求められております。GIGAスクール構想の柱でもあります。今、GIGAスクールが始まりまして数年たつわけですけど、そろそろ機種の取替えもまた検討していくような、全国的にはそんな段階に入ったのかと思います。

それでは、まず、市内学校現場におけるGIGAスクール構想によります1人1台端末利活用の現状についてお伺いをいたします。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

市内小・中学校におきまして、GIGAスクール構想による1人1台端末により、授業では多岐にわたってインターネットを活用しています。例えば調べ学習、情報収集、デジタル

教科書、教育用動画コンテンツなどの視聴や活用、ＡＩドリル等のオンラインドリル、学習アプリの活用、学習履歴の可視化、レポート、資料作成、意見の交流や整理、プレゼンテーションソフトや動画編集ソフトで表現をしたり、海外の学校とのオンラインでのコミュニケーション、交流などにおいて活用がごございます。このように、学校におけるＩＣＴ環境は、単なる情報の閲覧ツールとしてだけでなく、生徒が主体的に学びを深め、協働し、表現する多様な学習活動に活用させていただいております。

以上でございます。

奥本議長 川村議員。

川村議員 ただいまの答弁ありましたように、非常に葛城市、ＧＩＧＡスクール構想の中での活用というものが積極的に行われている。そのような答弁でございます。タイピングとかファイル保存というのは、送信というのは、もちろん、ＩＣＴ操作のそういった基本的なスキルでございますけれども、今、信頼できる情報源の選び方、それから、スライド作成とか図表を使ったプレゼンをする指導というのは、情報整理の、例えば文章、動画、画像とかを使つての表現力、その代わりにそこに著作権という意識、そういったモラルも当然学んでいかなければならない。表現の自由と言いながらも、そういったモラルもしっかりと勉強をしていかなければならないというふうな環境になっております。チャット、メール、クラウドを使ったコミュニケーション、個人情報の扱いとか、また、ネットいじめ防止なども、いろいろとセキュリティ、情報モラル、プログラミング的な思考とか、ＩＣＴツールを使って問題を解決するという力の指導というのも、育成の１つなのではないのかなと思っております。

現在の子どもたちは、本当に小さい頃からスマートフォン、タブレットに触れて、非常にそういった環境が昔と比べてすっかりと変わってきているわけでございますけれども、インターネットやＳＮＳを通じて多くの情報を閲覧する習慣が身についています。それはプラスでもあることなんですけど、しかし、そのために誤った情報やネット上のトラブルに巻き込まれる、そういったリスクも隣り合わせにあります。情報モラルの指導は重要な課題となつてまいりました。では、児童・生徒のスマートフォンの個人利用の現状について、また、トラブルの発生とか、児童・生徒の保護者から学校へ相談を受けているような事例というのはないのか、お伺いをしたいと思います。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和６年度の全国学力・学習状況調査の質問紙調査の結果から、市内の小学校第６学年の児童の携帯電話、スマートフォンの所持率は８３．５％、中学校第３学年の生徒の所持率は９６．１％となっており、学校においても、個人利用でのトラブルの相談を受けているところでございます。相談の主な内容といたしましては、ＳＮＳ内での誹謗中傷や写真等の個人情報の無断掲載、グループからの除外といったものがございます。そのような訴えや相談があった場合には、学校では、当該児童・生徒に事実確認を行い、必要に応じて指導や保護者への連絡を行っています。また、内容によりましては、学校から警察に相談するケースもございます。

奥本議長 川村議員。

川村議員 非常に個人利用率、小学校6年生ともなったら、そうですね。本当にもう、おぎゃーと生まれて、よちよち歩くような状況でも親のスマホをいじるというような、それで、そこにある動画で、楽しい画像で保育をしたりとか、そういうような家庭環境の中というのは、もう皆様、本当に目に触れていらっしゃると思うんですけども、個人利用をなかなか学校でチェックするタイミングというのは、学校内ではないと思います。与えられたタブレットの中での学習の面でしかないと思うんですけども、要するに、家庭に帰って、本当に学校現場ではないところで個人のスマホというものが、家庭の状況によっては、早く与えられたり、そして、もう今、中学校になったら96.1%という所持率、安全面も考えますと、個人でそれぞれ1人で外出するために必要不可欠な、そういった通信のツールであるということはもちろん理解はできる場所なんですけれども、目の届かないところでそういったスマートフォンによるいろんな被害というものの、今、社会的な問題になっているところですよ。

そういったことを相談の中で、本当に保護者から告げられたりしないと、学校現場では先生が見つけられない。だから、申出によってそういう事態が分かるわけですけども、そうしましても、これからのICTリテラシーの指導については、そういったSNSを通じたトラブルを防ぐために、やっぱり学校現場で教育もしなければならぬ。こういったところまで来ていると思います。家庭内でももちろん教育はしないといけないですけど、家庭と学校による、いろんな生徒たちのはやりのものというんですかね。生徒たちが好んでいるようなものというのは、いろんな保護者さんの情報、また個人の児童・生徒からの情報によって、学校現場というのはそういった情報が共有できる場所でもあるわけですけども、そういったトラブルを防ぐために、これから教育現場も家庭も、そして地域も行政も、サポートを一体となって指導していかないといけないんですけども、そういった現状の中でそういう指導というものができているんでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 学校におきましては、情報モラル教育やセキュリティーに関する指導など、様々な機会に指導をしております。例えば警察署や携帯電話の事業所からゲストティーチャーとして講師を招聘し、スマートフォンの正しい使い方やSNSの危険性について学ぶ機会を設けています。また、SNS、インターネットの利点と危険性を多角的に考察し、自分たちでSNS、インターネットの利用におけるルール等をスマタブネットハンドブックとしてまとめる活動に取り組んでいる学校もございます。また、保護者に対しましては、家庭内でのルールづくり、フィルタリング機能の活用、定期的な対話と見守り、不適切な利用への注意喚起などをお願いしているところでございます。

奥本議長 川村議員。

川村議員 そういった環境を既に把握されて、教育現場ではそういった啓発もしていただいているという答弁でございました。こういうことは、それぞれの市町村の単位だけでなく、全国的に広がっているわけですから、当然、こういった文科省からの通達、また総務省からも、こういうICT機器について、いろいろと、そういった教材というか、そういったものも提供されるというふうにも私、お聞きしたんですけども、そういう時間を今の授業時間の中にとど

れだけ組み込んでいくのかというところなんですけれども、そういう部分について、教育長に、これから更に児童・生徒のＩＣＴリテラシーを強化していくために、どういった、今まで以上にそういった指導が必要なのか。将来的にもこの時間というものをどうつくっていくのかということもありますので、全体的なご所見を伺いたいと思います。

奥本議長 椿本教育長。

椿本教育長 教育長の椿本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、ＳＮＳを通したトラブルを未然に防ぐための指導や対策の強化というような観点からお答えをさせていただきたいというふうに思っております。スマートフォンをはじめとするＩＣＴ機器の普及によりまして、子どもたちが日常的にインターネットを利用する機会が増えている中、議員お述べの、情報リテラシー教育の重要性というのは、ますます高まっていると認識しているところでございます。

本市におきましても、先ほどから部長が答弁しておりますように、各学校において学年に応じた情報モラル教育を計画的に実施しており、児童・生徒が正しい情報の扱い方、あるいはネットトラブルに巻き込まれないための判断力を身につけられるよう努めているところでございます。しかしながら、情報機器の利用は学校だけで完結するものではなく、多くの時間を過ごす家庭においても、ルールの設定や保護者の見守りが不可欠であると思っています。先ほど、全国学力・学習状況調査の質問紙調査の少しお話をさせていただきましたが、その調査で、スマートフォンやパソコンの使い方について家の人と約束したことを守っていますかという質問に対しまして、守っていない、あるいは約束がないと回答している６年生が18.6%、中学３年生が28%となっていることから、保護者に対しても、研修会や講演会などを通じて、フィルタリングの活用や使用時間の管理、そして家庭内での対話の重要性などについてより一層啓発を行っていきたいと考えています。今後も、学校、家庭、地域が連携し、社会全体で子どもたちを支えるという視点の下、情報リテラシー教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

奥本議長 川村議員。

川村議員 教育長のご答弁いただきまして、これから、私たちの生活の必需品となり得る、そういった生活道具でありますので、本当に生まれたときからその生活に触れてずっとやっていくものです。それだけに、高齢者もそうですけれども、高齢者もやっぱりスマホによるいろんなトラブルというのも発生してます。年代的にどうであれ、関係ないと思うんですけど、ただ、やっぱり教育の域にある子どもたちに早くからそういった教育をしていかないと、やっぱり非常に深いものがある。スマホの裏に隠れているもの、例えば、最近ちょっと聞くと、あるアプリの中で、同年代と話をして、悩みを打ち明けて、非常に意気投合した。その子と公園で待ち合わせをしようとしたら、実は出てきた人が全然違う方だった。それで、どこかに連れ去っていかれそうになったというのは、この近隣で発生している事案であります。こんなことになってはいけない。未然に防止できたわけなんですけれども、そんなことになるということは、表にある画面とは違う世界というものをしっかり理解していかないと、どんなことも、詐欺によるものというものに引っかかっていく。本当に教育というのは、モラルとい

うのは、もちろんICTリテラシーは、機器の使い方、利活用という部分もたくさんあるんですけども、その利便性の反対にはそういうものが非常にあるということは、これは教育の中で今回は必須であるということを、改めて今回の質問をさせていただいたわけですけども、家庭内でやっぱりそういう話ができてないというのは、まだまだ入り口なのかなと。事件があって初めて、みんながその報道によってびっくりしていくわけですけども、そんなことがあることをもう前提として、やっぱり教育をしていかないといけないというところに来たのかなと思います。

時間が、なかなかたくさん教育課程の中でとりにくいと思いますけれども、行政も、それから教育現場もそうですけども、地域、やっぱり行政も関わって行って、そういう啓発というものはこれからもどんどんしていかないといけないというふうに改めて今感じているところですので、今回は、出会い系、マッチングアプリの被害、それからゲームに高額な課金をしてしまってどうしようもなくなった。さっき言ったように、なりすましの詐欺、もう本当に今、そういう言葉も耳にずっと入ってくるような時代でございます。ということは、自分たちの身の回りにそういうことが多々あるということをしっかり教育をしていっていただかないといけないし、我々も地域全体として、そういうポスターなり啓発活動というものを、さらに、人権研修も含めて、やっぱり並列してやっていただきたいということをお願いをしまして、私、今回のSNSによるトラブルというところに着目をして、このGIGAスクールはそれだけのものではない。それは気をつけないといけない部分ですけども、これをこれからの時代、新しい未来の子どもたちの世界が広がっていったる、SNSの活動によって広がった社会を、これからも、希望に満ちた世界であるわけですから、日本の中でとどまってくことでなく、世界全体に発信できる代わりに世界から何が入ってくるか分からないということを教育しながら、このICTを大いに、有意義に、有効に、いい形で利活用していただく。そういう教育と社会にしていきたいということを切望しまして、1問目の質問は終わらせていただきます。

それでは次に、地域連携、官民連携のとれたまちづくりについてをお伺いします。地方創生がうたわれる昨今でございますが、人口減少、少子高齢化が進む中、地域が持つ資源を生かして、住み続けられる地域をつくること、これは国家的な取組であることは、地方創生という言葉で皆様もご存じであるかと思います。その目的は、地域経済の活性化、雇用の創出、若者の定住促進、そして地域の自立性というものであります。その中で、行政運営において、地域連携や官民連携はますます重要なところでございます。

地域連携の意義は、持続可能で実効性のある行政運営の基盤であるというふうに私も思っております。地域連携とは、住民、企業、NPO、学校などが協力し、また、住民の皆さんと地域課題やまちづくりを推進する取組であります。地域社会が共に創生すること。では、どうして地域連携というのが重要なのかということなんですけれども、現在の行政課題は、全国的にも、先ほど申し上げました、少子高齢化、地域経済の動向、防災・減災、脱炭素社会の推進と、行政機関で単独ではなかなか解決しにくい、そういった課題が多うございます。その多くの課題に対して、近隣の市町村と連携して広域的に取り組んでいるもの、それから

官民が連携して、技術力とか、資本力やノウハウの力を借りながら進めていけるような、複雑多様化する行政課題への対応ができる。このこと。そして2つ目としましては、財政的な効率化、これは県下広域消防組合とか、葛城清掃事務組合などの地域行政間でインフラサービスを共有していく、そういったものもあるわけですが、民間のノウハウや人材を導入することも、行政の財政的負担の軽減、これが私の2つ目のポイントであります。

そして、それが3つ目として住民の満足度につながる。満足度の向上につながる。それは、民間企業、NPOの対応というのは非常に柔軟で迅速なサービスが展開できる。期待できるからです。地域団体との連携は、住民の声を反映した政策形成や事業実施ができます。地域活性化を目指してきた葛城市ですけれども、地域資源、人や自然、歴史、文化とかを活用して持続可能なものにするためには、地域の協力なくしてはできません。観光や地域産業の活性化を進めるために、行政だけでなく、民間の企画力や販路が必要になることは言うまでもないと思います。

そこで、地域で課題を解決するには、自治の推進はもちろんのことですが、地域の力を高めて自立を促していく行政指導の重要性を改めて申し上げたいと思います。では、ここで行政に求められる行政の役割というのは何なのかというところなんですけど、まず、コーディネーターとしての機能があるということです。情報を分かりやすく提供し、住民との対話や説明がきっちりできる透明性を確保できること。そして補助金制度や住民参加の仕組みを整える役目もしなければなりません。行政サービスのデジタル化を進めることも重要課題であることを申し添えておきます。

そこで、葛城市においてということですが、市の事業と民間事業者との連携をとっている事業、どんなものがあるんでしょうかというところなんですけど、たくさん所管がありますけれども、1つずつ聞いていきます。地域産業の振興や観光促進の事業において、産業観光部、植田部長、よろしくお願いいたします。その必要性というものも、今やっている事業はどんなものがあるか。そして、なぜそれが必要なのかというところをポイントとして2つ、お答えいただきたいと思います。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

観光の振興や促進などに関する民間との主な連携といたしましては、市と観光協会と當麻寺など神社仏閣が連携し、市の魅力の発信に努めているところでございます。また、国の制度にのっとったものではございますが、ふるさと応援寄附事業がございまして、令和6年度は、61の事業者により約550品目の返礼品のご協力をいただき、1億2,277万2,000円の寄附がございました。その他、国からの補助を受けて実施している事業として、明日香村、明日香村商工会、葛城市商工会とともに、地域事業者と県内外からの求職者のマッチングによる人材確保及び雇用環境改善を目的として、令和6年10月に設立した大和飛鳥イノベーション人材創出協議会がございまして、

この事業は、企業向けセミナーと求職者セミナーを実施してマッチングし、3年間で105人の雇用創出を目指すものでございます。令和6年度は44人の雇用の創出を図っております。

連携の必要性については、観光振興や産業振興ともに言えることですが、地域を活性化させ、市内消費の拡大を図り、経済的な効果を地域にもたらしめていくためには、市が積極的に取り組んでいくことはもちろんのことではございますが、これまで以上に観光協会や商工会との関係を密にしつつ、民間事業者と連携を図っていくことが重要であり、今後の課題であると考えております。

奥本議長 川村議員。

川村議員 本当に、観光促進も含めてですけれども、市が観光協会と一緒に観光PRをする。これは非常に葛城市では大きなことだと思います。ふるさと納税の応援寄附金事業、これはたくさんの方の地元の企業さんのアピールをする場というものを与えられた。本当にこの事業、非常にいいと思います。これによって以前よりも多くの寄附が実績としてあったということについては、本当にいいことであると。また、人材確保、雇用創出、これも大きい取組で頑張っているということなんですけれども、観光振興、行政の限界というものの、今、必要性についてなぜ言っていたのかというと、行政がその必要性を感じて、民間にどういうことをしていくべきなのかということを改めて考えていただこうと思って、必要性について言っていたんですけれども、顧客ニーズの変化というものに対応、非常に迅速に変化していく、はやりのもの、それから、今言う、映えるものとか、そういう、世間ではいろんなことが、影響力の強いツールというものがあったり、それから、自分のところにある観光資源を引き出すために、決め手になるフレーズというものがあったり、そういう企業さんが持っている独特な力というのか、センスというのか、そういうものがなされていくわけです。ですから、もちろん、これからうちの課題である宿泊とか、体験型の企画というの、うちも社会教育センター跡地ありますし、今、これから行政の課題ですけれども、民間との協働ということによって、いろんなマーケティングとか人材の確保、何よりも収益構造というものが成り立つかどうか。ここがやはり要件なんですよね。だから、行政は、例えば観光であったらビジョンをつくったらい。それに基づいて民間が担うというような、そういう構造というものをぜひつくっていただかなければならないのかなというふうに思います。

次に、観光ともちょっと関連ありますけれども、今、移住定住、そして景観維持も含めて、空き家たくさんありますね。空き家について、企画部長、お願いします。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

空き家活用におけるまちづくりについてお答えさせていただきます。空き家の利活用については、現在、市外の事業者である特定非営利法人、空き家コンシェルジュに委託しております。

次に、地域連携の必要性につきましては、現在、葛城市では、空き家等対策計画を策定中であり、本計画の策定後には、空き家の利活用の観点から、これまで取り組んでいなかった奈良県宅地建物取引業協会や、全日本不動産協会奈良県本部に加盟する市内不動産業者と連携を図っていきたいと考えております。また、このほかにも、大字区長様とも日頃から連携を密にしていくことも重要であると考えております。

奥本議長 川村議員。

川村議員 私が思ってる答弁をいただきました。本当そうなんです。空き家コンシェルジュだけだったんですよね、今まで。そこにさえ、委託しましょうって、行政、ちょっと外から傍観してたようなところもあったのかなというふうに思います。結局、そういった民間の力を借りないと実現しないものというのがあります。そしてさっき言われたように、地域の区長さんにも働きかける。地域の中での口コミ、それから地域の住みやすさとか、そういったものは、やっぱり外からしか、その部分からしかもらえない情報なんですよ。ですから、これからも本当にそういう方向で頑張って空き家対策やっていかないといけない。それぞれ議員が、これまでも空き家についても質問されてましたけども、やっぱり本腰を上げてこれからも空き家対策進めていかないと、それがまちづくりにつながっていくということです。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、教育部の、教育環境の中で地域連携というものをどうされてるか、お伺いしたいと思います。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。

教育分野におきましては、学校において、市内事業者からご協力をいただいていることといたしまして、一例ではございますが、中学校では、職場体験学習として市内の多くの事業所で実際に就労体験をさせていただき、自己の可能性を広げ、将来の夢に向かう貴重な経験をさせていただいております。また、1つの小学校では、令和5年度から、市内の事業者さんが、段ボールの工作からSDGsについて学ぶ教室を開催していただいております。いずれの活動におきましても、子どもたちは改めて地域のよさを感じる機会となっております。

地域との連携の必要性というところでございますが、学校と地域の連携は、教育環境の充実、地域の活性化など多方面にわたる効果が期待できるため、極めて重要であると認識しております。また、子どもたちが職場体験を通して地元の事業者を知り、地域の方々から多くの学びを得たことから、子どもたちの成長支援につながるものと考えております。

本市におきましては、平成28年度から市内全ての小・中学校において、学校と保護者や地域住民などが連携し、学校運営に積極的に参画するコミュニティスクールの仕組みを導入しています。各学校では、学校運営協議会を設置し、学校、家庭、地域が一体となって学校運営を担い、地域の方々による授業支援や学校の環境整備、学校行事への参画など多方面から子どもたちの学びや成長を支えていただいております。

以上です。

奥本議長 川村議員。

川村議員 本当に教育現場、葛城市は、地域のボランティアの皆さんから、本当に地域で育ててあげようという、そういった志の多い、そういう地域だと私は思っております。本当に登下校の見守りも含めて、地域が育ててあげようという気持ちと、子どもたちが地域から育ててもらってるというその思いというのが非常に一致してるようなことというのは多いんですよね。だから、非常にコミュニケーションもよくとれて、元気な、そういうやり取りがあるなとい

うふうに、私もそういうところに、現場によく一緒にいるわけですが、本当に朝の登校のときも、「行ってきます」って言うて元気に行かれるというのは、地域のいい環境がそうさせているということ、安心して挨拶ができるという環境であるということをつくづく感じております。

職場体験、地域の職場で、子どもというのは、体験で将来こんなになりたいという、まさしく体験によって希望や夢が膨らむということになりますが、そういった環境も非常にできているし、SDGsの取組で、地元企業さんからそういう学習の機会をいただいているのもありがたいことですね。一部だけでなく、全小学校でまたやっていただけるようにお願いしたいと思います。お願いしてくださいね。本当に素晴らしいと思っております。

では次、保育環境なんですけども、保育環境はいかがですか。こども未来創造部、お願いします。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

こども未来創造部では、未就学保育施設の保育と学童保育所での保育がございますので、それぞれについてご説明いたします。まず、保育所、認定こども園についてでございます。葛城市におきましては、合併以前、旧新庄町では民間の保育園が、旧當麻町におきましては公立保育所が、それぞれの保育所運営を担ってまいりました。合併後は、保育を必要とする保護者は、市内の公立、民間の両保育施設から希望する施設を選択することができます。ご承知いただいておりますように、昨今の保育需要の高まりもあり、公立保育施設だけでは全ての児童を受け入れられないことは言うまでもございません。民間の小規模保育所や認定こども園の開設もあり、民間のお力添えをいただきながら保育行政を進めているところでございます。

保育所、認定こども園での地域連携の今後の育成の必要性につきましては、少子化が進む中であっても、社会環境の変化により、保育需要は高い状態が続いています。そのためにも、保育の質を維持、向上させるための専門性を高め、柔軟な働き方の中でも多様なニーズに対応できるスキルを身につけ、その力を子どもたちに注いでいかなければなりません。民間保育施設に対しては、特別保育事業として、障がい児保育事業、延長保育事業、保育所地域活動事業、一時預かり事業、保育補助者雇い上げ事業など、きめ細かなサービスを提供していただけるよう補助事業を設け、民間保育施設の育成を今後も行ってまいります。

次に、学童保育所での地域連携の現状ですが、夏休み期間中に学童保育所で楽しい時間を過ごせるよう、ならこプやヤクルトの出前授業、社会福祉協議会にあるボランティア連絡協議会の方に来ていただいて、世代間交流をしたり、市内在住の音楽家の方にミュージック絵本や楽器演奏など多様なイベントを開催していただいております。このように子どもたちの保育事業の充実にご協力いただいているところでございます。

学童保育につきましても、利用人数は年々増加しており、子どもたちが安全に安心して過ごせる放課後の居場所として重要な事業であると認識しております。地域連携につきましても、今後も、子どもたちの安全で安心な保育環境を整えながら、地域に根差した団体やグル

ープ、地域の中にある社会資源を掘り起こし、子どもたちが地域の大人と関わる機会を提供することで、社会性、多様な価値観を育むことが可能になるのではないかと考えております。以上です。

奥本議長 川村議員。

川村議員 保育、非常に幅広いものがありますけど、民間の保育所、今回、ここ数年を振り返りますと、非常に保育環境はよくなりました。もちろん、旧新庄町にある民間の保育所も努力していただき、また公立も、施設の統合もありまして、厳しい状況下、また、新しい民間の方のサポートによって、また、認定こども園をつくるという、大きなそういった時期を迎えて、待機児童というのが減ってまいりました。これは非常に前進したというふうに思っております。民間のそういった協力というところと、地域のボランティアというところの協力と、そういったことの2面性があるというふうにももちろん思っております。地域のボランティアの方たちが、本当に無償でそういった保育をしてあげようという志には、私たちは最大の敬意を払わないといけないというふうに思っております。

学童保育の環境も非常にこのところ変わってまいりました。近隣市町村がいろいろ先進的に取り組んでいるような事例、こういったものも参考にして更なる前進を目指していただかないといけないのかなと。前回も杉本議員が、学童保育のお弁当サービスですか。そういったものもあるよと。それは他市でもどんどんやっていると。もし、うちの葛城市にあまり負担がないのやったら、そういった事業所と協力していただいて、より子育て環境を充実させてあげたいというふうな思いは私も持っております。ぜひ検討していただきたいと思います。

障がいというところになりました。障がい児に対しても、民間保育所もそういった、もう既に受皿をつくっていただいています。そこも大いに、市内のことですから、利用させていただかないといけない。障がいを疑われる乳児や幼児の低年齢の児童というのか、要するに保育所に行くぐらいの年齢の子ですよね。そうした、乳児も含めてですけども、市の支援で、行政内部でいろいろと、この間から、こども・若者センターもいろんな努力をしていただいている中で、自分たちでできるだけ解決していこうという、抱え込み過ぎるような傾向があるのではないかというふうに私、思ってるわけなんですけれども、市がやっている、こども・若者サポートセンターの支援なんかは、非常に多岐にわたり、40歳までの、児童虐待も自殺対策もって物すごく幅広い支援の中で、なかなかそういったニーズが増えてくることに対して手厚い支援に至りにくい。市独自の考えだけで様子を見ていくには限界があるというふうに私は思います。

よく私が取り組んでいる早期療育につきましても、早期療育とか、また、継続的な支援を行っていくためには、やっぱり本人や保護者への支援のため、本人もそうですが、保護者の支援のために、そういった民間の情報というものをもっともらわないといけない。情報提供がちょっと少ないんじゃないかというふうに私は思うわけですが、そういう情報をもらって、本人や保護者が選択できる環境づくりというのを行政はしていく必要があるんじゃないかと。民間事業者に支援を求める体制というものが、まだ今あまりしっかりできていないなというふ

うに私は思います。

行政が民間の情報提供をしてはいけないことはないんですよ。むしろ連携をとって情報を流してやっていかないと、情報をもっともっと持って行ってあげないといけない。選ぶのは市民さんなんですよ。市民ニーズに対応する支援なんかは、やっぱり民間の力とかいうのは大きいんですよ。また、専門性というものもあるから、頼らなければいけないんですよ。頼らざるを得ないんです。そのこのところの意識をもうちょっと持っていただかないといけないというふうに私は思っています。

こども・若者サポートセンターについては、厚生文教常任委員会の調査案件ですので、私は、今日は民間ともっと連携してやりよというところに特化して今日は言わせていただこうと思ってるんですけども、そういうことで、これからも、行政があまりにもたくさんのことを抱え込んで、何でもかんでもやれるわけがないんですから、そこをもうちょっと民間の力を借りてやったらどうですかというのが私の提案です。

そうしたら、防災とか、そういった域についてどうでしょう。林本部長、お願いします。

奥本議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

防災分野における市の事業と、民間事業者と連携をとっている事業についてお答えをいたします。本市では、災害時の応援協定を締結しておりまして、現時点において締結先が全部で31者、うち公的機関関係が3者ございますので、民間の事業者及び団体等の締結先が28者となります。協力内容につきましては、災害発生時において必要とされる支援について、具体的には、緊急物資の提供やインフラ設備の復旧、資機材の提供、また、避難場所の提供など幅広い内容となっており、本市といたしましては、今後更に提携先の充実を図っていきたいと考えております。

また、地域連携の必要性につきましては、先ほどの災害時の応援協定先のうち、葛城市内に本店や本部等が所在する協定先が13者、また、支店や支部等が所在する協定先が6者ございます。災害時において、地域の応援協定先につきましては、災害時に必要となってくる物資や役務の提供が迅速に行われる点に期待し、また、平時においては、顔の見える関係づくりを築き、市で実施しております市民参加型避難所運営訓練にもご参画いただいております。災害時には地元企業の応援が必要不可欠であることから、今後も地域連携を拡充させていく必要性を認識しているところでございます。

奥本議長 川村議員。

川村議員 災害時の応援協定ということでございますけれども、葛城市内に、要するに地元の企業の協力に行政も頼っているわけなんです。平時からよい関係性というものをつくっていただきたい。これが私の願っているところでございます。

次に進みます。保健福祉部の民間事業者との連携、保健福祉部としてご答弁いただきたいと思います。

奥本議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

保健福祉部におきましては、介護保険事業と障がい福祉事業についてのお答えをさせていただきます。まず、高齢者に対する相談支援体制における地域との連携につきましては、民生委員の協力の下、ひとり暮らし高齢者の訪問調査から生活実態等を把握して高齢者台帳を整備し、生活上の様々な相談に応じていただいております。また、地域で高齢者が孤立することがないように、地域サロンなどの場が自主的に開催されております。

まず、連携している事業の一例を紹介させていただきます。まず、在宅医療・介護連携推進事業といたしまして、医療と介護が適切に連携して高齢者支援に携わる体制整備ができるよう、葛城市内の在宅医療と介護関係者の検討会や研修会を行い、顔の見える関係づくりを進めております。参加者は、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、訪問介護事業所、通所介護事業所や地域包括支援センター職員などとなっております。ほかには、葛城市と香芝市と大和高田市と広陵町の3市1町で、入退院調整ルール事業として、地域の医療と介護が連携を図り、入退院が円滑に進むように環境づくりを行っております。そのほか葛城市居宅介護支援専門員研修会を開催しております。こちらは市内の居宅介護支援事業所に所属するケアマネージャーの資質向上を目的とした研修会となっております。

次に、生活支援体制整備事業につきましては、葛城市社会福祉協議会へ事業委託を行い、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめとした関係者とのネットワークを構築し、地域で協働する基盤づくりに取り組んでおります。また、介護保険の適正な運営も必要となることから、良質な事業展開のために必要な情報提供を行うことで、利用者と事業者双方の環境整備を図っております。

次に、障がい福祉事業の説明となります。まず、地域の障がい者福祉に関するネットワークづくりの中核的な役割を果たすために、大和高田市と香芝市と葛城市と広陵町、3市1町で中和地区3市1町障がい者自立支援協議会を運営しております。この協議会は、障がい福祉の担当課や相談支援事業所、障がい支援機関など様々な機関で構成され、支援者間の連携や知識の向上のための研修会の開催を実施しております。それとは別に、葛城市相談支援事業所連絡協議会を開催し、葛城市内の相談支援事業所が構成員となって情報共有を行っております。また、障がい福祉サービスの質を確保するために、就労支援や療育支援などの専門分野におきましては、地域の事業者との連携の下、安心して生活できる地域づくりの支援体制の構築や、制度の趣旨や良質な事業展開のために必要な情報提供を行うことで、利用者と事業者双方の環境整備を図っております。

以上とさせていただきますが、これ以外にも多くの事業で事業者との連携を行っております。

次に、地域連携の必要性につきましては、介護保険事業、障がい福祉事業双方とも、地域との連携なくしては成り立たないものと思っております。したがって、引き続き、市内の事業所をはじめ関係機関とは連携して支援体制の構築を図ってまいります。お願いいたします。

奥本議長 川村議員。

川村議員 今、非常に詳しく説明いただきました。介護におけるところの結構多くの答弁をいただい

たわけですけども、介護におきまして、地域包括ケアシステム、それから地域密着型サービスと、こういう言葉が多々出てくると思いますが、地元の事業者との連携というものがまず不可欠な、そういったサービスなんですね。地域包括ケアシステムとは、高齢者が要介護状態になっても、住まいや医療、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みのことを言います。地域密着サービスとは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、身近な場所で提供される小規模な介護サービスです。こういったことをたくさん組み合わせた中で、地元事業者の役割は大きいというふうにご答弁いただきました。

訪問看護や訪問介護、看護もそうなんです。今、葛城市もなかなか、たくさんの介護、看護のところもないということで、ちょっとエリアから出たところでもそういったサービスを受けれるような形になってるという現状がありますけれども、まず、地元の事業者の役割というものがなぜ必要なのかというところは、まず、行政が整備する地域ケア会議というのがありますよね。これ、地元の事業者が参加するわけです。利用者が特に選択して、遠いところへ行きたいんですということは別として、それはそれでいけると。自治体にとって地元の事業者との協働は、地域資源の活用とか、地域経済の循環、それから住民ニーズへの的確な対応、それから緊急時、これの即応力、これが非常にあるわけです。ここが重要なんです。できるだけ地域の事業が成り立つ仕組みを構築していただかないといけない。そのために大きく、今、市の社会福祉協議会というのは地域の事業者との非常に連携もあって、例えば困難事例の解決、また、模範となり得るような立場で、地元事業者と共存、共栄の立場をとっていただくというのが望ましいと思います。非常に行政も社会福祉協議会との連携は密になっている中で、地元の事業者ともバランスよく取り組むべきであるということをあえて申し上げておきます。

また、そういった訪問看護に使用するときの車、前も言ったんですけど、前回の一般質問でも、訪問介護にいらっしゃる人の車です。事業者さんです。いろんなたくさんの事業者さんがとめる駐車場、非常にこれ難儀してはるんですよ。行政がバックアップして、地元の区長さんなりに協力を求めてくださいというふうに、私、一般質問で申し上げたんですが、一向に何のアクションも起こしてもらってません。これも非常に地域の人が安心して介護を受けるための、やっぱり行政としての役目やと思います。民間の連携というのはそういうところにもあるということをあえて申し上げておきます。それがよりスムーズな地域の中での助け合いにつながるということを1つの目標として取り組んでください。よろしくお願いいたします。

それから次、市民生活部においてどうでしょうか。お答えいただきます。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

現在、市民生活部におきまして業務委託を行っております主な業務についてお答えをさせていただきます。環境課におきましては、火葬炉管理運転業務委託、クリーンセンターでは、長期包括管理運転業務委託、リサイクル施設運搬管理及び資源ごみ収集運搬処理業務委託、動物の死骸収集運搬等業務委託、し尿の収集及び運搬業務委託、一般廃棄物収集運搬業務委

託等がございます。これらの委託業務の中で、リサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理業務委託以外の業務につきましては、特殊な業務でもあることから、現時点で市内業者がおらず、市外業者への委託となっております。業務の必要性につきましては、市民の方々が日常生活をしていく上で欠かせない業務であると考えております。

以上でございます。

奥本議長 川村議員。

川村議員 環境課所管のクリーンセンターにおける委託事業、これは特殊な業務であるということで、専門性のある事業と理解をさせていただきました。

続いて、入札における市内事業者との連携について、まず、都市整備部が発注する事業、それから入札全般の総務部での所管全体としての答弁をお願いいたします。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

都市整備部が発注する事業におきまして、一般競争入札や指名競争入札等については、他の部署同様に、指名願登録のある各ランクの市内業者が優先的に入札に参加できるような入札基準で事業を行っております。

以上です。

奥本議長 林本総務部長。

林本総務部長 入札全般についてご答弁させていただきます。

葛城市におきまして事業を発注する場合は、葛城市指名基準に基づきまして入札等を実施しております。この基準は、市内の事業者に優先的に発注できる内容となっております、原則として、市内事業者が履行できない事業以外につきましては、市内の事業者を中心に入札等に参加できるよう条件を付したり、指名を行うよう定めております。市内の事業者に市が発注する工事等を請け負っていただくことは、その事業の経験を通して技術的な向上が図れることで、結果として質の高い工事等の遂行につながることで、また、市内経済の活性化が図れることで、結果として雇用の促進や市税の増収など、経済の好循環につながるものと考えております。以上のことから、市といたしましても、公平、公正な入札制度の実施を前提に、可能な限り、市内の事業者が市と相互に協力しながら、共に発展していくことの必要性を認識しております。

奥本議長 川村議員。

川村議員 時間があまりないので、最後に入札の話になりましたけど、自治体が地元の事業者を支援しながら、公平で公正な透明性のある入札制度を維持するためにいろんな工夫がなされている。これ、理解させていただきました。その制度設計というものは、これからしっかりとつくっていつてもらわないといけない。お隣の橿原市も様々な工夫がなされています。そういった近隣も参考になさって、葛城市の事情というのはあると思いますけども、電子入札というのも、地元の人が入札しやすい、そういうスキルを身につけてもらったりするとか、やっぱり地元の貢献の実績評価とか、そういったものも、能力向上のためにもあるし、そういった地域貢献の実績評価、そういったものもやっぱりこれからも加えていく必要も、デジタル

の対応力というのもありますけども、入札結果や評価の公表なんかは、当然、外部有識者なんかも使って談合対策もしてもらわないといけない。その強化はしないといけないと思っています。

時間ありませんけれども、葛城市の中の地域経済自立という部分は、地元企業が育っていくことで地域内にお金が循環する。つまり、経済の地産地消という意味においても、税収の安定化につながります。外部資本に頼らない経済構造をつくって、人口減少社会の中にも持続可能なものを高めていきます。また、地域の雇用、先ほどからも雇用というものを言っていたきましたが、人口流出の抑制になったり、また、中高年や再雇用や女性の就労も進んでいくと思います。地域課題に理解が進み、市民ニーズに即した取組や行政との連携がとりやすいというのも、地域の事業者がよく知っていることであると思います。

最後に、市長がもう一言でしか言っていただけないんですけども、地元の連携、地域資源の活用について、まちづくりについてご答弁いただきたいと思います。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 まず、市内の事業者を育成することについてということで、まず質問に答えたいと思います。

葛城市の中には、製造業やサービス業をはじめ、様々な種類の事業者がございます。その中でそれぞれの事業者が市の実施する事業にどのように関わり、どのような種類のサービスを提供していただいているのか、適切に把握し、市民サービスを提供していただくことが大切であると考えております。市内事業者の育成については、例えば国や県の補助事業のメニューの活用策や市独自の税制優遇施策を行うなど、様々な手法が考えられます。市内事業者の育成をはじめ、葛城市の発展に努めてまいりたいと思います。また、地域資源の活用についてのお答えになります。葛城市の地域資源には、市と事業者をはじめ、自然環境など様々なものがございます。市内にはどのような地域資源があるのかを適切に把握、分析することが大切であると考えております。葛城市の地域資源を生かしたまちづくりを続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

奥本議長 川村議員。

川村議員 市長には、ぜひ、地域の内循環、地域の人たちを大事にして、葛城市、今よりもっとすばらしいまちにしていきたいと思います。

私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

奥本議長 川村優子議員の発言を終結いたします。

次に、7番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、吉村始議員。

吉村議員 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問を行います。

今回の質問は、歩行者の安全確保についてと指定校変更に関する基準についての2つ、行います。今回も議長のお許しを得まして、パネルを用いながら、質問の意図を分かりやすく

お伝えできるように努めてまいりたいと存じます。

なお、これからの質問は質問席にて行います。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 では最初に、歩行者の安全確保についてお伺いをいたします。私はかねてから、老若男女問わず、多くの市民の皆さんから、市内の道路を通行される歩行者の安全確保について、何度のご意見やご要望を頂戴しております。歩行者の安全確保は、市民の皆さんから寄せられるお声の中でも、最も切実なテーマの1つであります。私が頂戴のご意見、ご要望は大きく3つに分けられます。1つは、河川への転落防止を求める声であります。2つ目に、生活道路を通過する車両の速度を抑制してほしいというものであります。3つ目に、横断歩道の新設を行ってほしいというものでございます。河川への転落防止につきましては、ガードレール、または転落防止柵を設置してほしいというご要望であります。以前から、谷原議員をはじめ何人かの議員が、道路から河川への転落の危険性を指摘されていまして、一般質問も行われております。私が危惧するのは、特に近年は、市民の高齢化が進み、以前は何の問題もないと思われていた場所でも転落事故が起こっております。私の耳にも届いております。市内には、歩道や転落防止柵が未整備である区間が依然として残っています。

次に、生活道路を通過する車両の速度抑制につきましては、車の抜け道となっている生活道路の中には、車が高速で通過する地点がございます。特に通学路では、児童の安全が脅かされているということで、車のスピードが落ちるような手を打ってほしいというお声を頂戴しております。

横断歩道の新設につきましては、以前から、市民の皆さんからのご要望を何度も聞いてはいるものの、条件が整わないで実現が難しい箇所も見受けられます。以上の3つの課題について、今回の質問では、特定の場所について私から要望を行うというものではありませんけれども、漠然とした話をしてもイメージしにくいというふうに考えます。そこで、具体的な地点を例示して、現状と課題とを整理し、葛城市の今後の対応方針を伺うとともに、私からも改善策を提言したいと思います。あくまで代表例としてお示しして、市内における類似の箇所全般の課題の把握と対応方針をお伺いをしたいと思います。

それでは1つ目、転落防止柵について質問に入ります。補助的にパネルを使用いたします。このパネルは、大字疋田の道路と河川を示したものであります。疋田区を南北に、太田川と東の川とが通っておりまして、それから、新庄・疋田線が北の東の川に沿って南下した後、疋田郵便局のところで東のほうに折れます。そして更に太田川の手前で南に折れて、新庄方面に向かって南下をしております。新庄・疋田線が東向きから南向きに変わる場所、このところに、太田川に北浦橋がかかっています。北浦橋のところを起点として、北向きに2本の道路が延びております。太田川を挟んで東側には疋田5号線、そして西側には片平橋という橋が、私も最近知ったんですが、片平橋という橋がありまして、ここまでが疋田3号線というのが通ってございます。疋田5号線には、太田川沿いに転落防止柵が設置されています。しかし、西側の疋田3号線には転落防止柵が設置されていないのが現状であります。

最初の質問であります。疋田3号線は葛城市が管理する市道でしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

疋田3号線は、市の管理する市道でございます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 市道ということでございます。疋田3号線、疋田5号線とともに、太田川の堤防という機能があると思いますけれども、疋田3号線に疋田5号線と同様に転落防止柵を設置するということは、法令上可能でしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 日本道路協会発行の防護柵設置要綱では、2メートル以上の高低差のある箇所については、原則、転落防止柵を設置することとされていることから、設置は可能と考えますが、河川の管理においては県との協議を、また、日常、道を使用される地域住民の合意形成も必要であることから、地元疋田区と協議が必要と考えております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 もちろん、これから地元住民との合意形成と、これは大事であります。疋田との協議、要望も当然必要となるわけなんですけれども、設置が可能であるというご答弁をいただきました。疋田3号線には転落防止柵を設置することができるということでもあります。では、この疋田3号線は現在、通学路になっているのでしょうか。その辺り確認したいと思います。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。

疋田3号線につきましては、疋田29号線と交差する箇所から北側が通学路となっております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 今、新しく疋田29号線という言葉が出てまいりました。疋田3号線は南北の通りなんですけれども、そのほぼ中間、ここのところから、中間地点から西のほうにずっと延びまして新庄・疋田線と合流するところがあります。この東西の道路が疋田29号線ということなんですけれども、疋田29号線から更に東に進むと橋がありまして、これが太田川を渡ってまして、そこからフルールのほうに続くというふうになっております。その場所から、この橋の場所から北側、片平橋に至る部分が、疋田3号線が通学路になっているということでございます。

さて、疋田3号線は通学路になっているということでもありますけれども、奈良県には、通学路の安全確保を目的とした通学通園路安全確保支援事業という補助金制度が以前からあったかと思います。また、国の補助金制度としては、文部科学省や国土交通省が実施する通学路安全対策関連の補助事業もあるかと思いますが、どのような事業があるのか、詳細をお聞かせ願いたいと思います。

奥本議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いします。

まずは議員お述べの、通学通園路安全確保支援事業についてでございますが、こちらの事業につきましては、令和4年度から令和6年度までの間、奈良県において実施された事業と

なっております。事業の趣旨といたしましては、通学通園路における安全確保の支援となっておりまして、本市では、通学路合同安全会議の結果、改善が必要とされた場所において、県に事業申請を行っております。実績といたしましては、兵家、竹内、今在家地区において、交通啓発看板の取替え及び設置を行っております。市町村が設置等を行う場合は、1 学校区当たり、補助対象経費の 2 分の 1、上限が 30 万円、市町村から補助を受けた地域防犯活動団体が設置等を行う場合は、1 学校区当たり、市町村が交付した補助金額 2 分の 1、上限 30 万円となっております。なお、この事業につきましては、令和 6 年度をもちまして終了いたしました。

今年度から、これに代わる事業といたしまして、子ども・高齢者安全対策支援事業が創設されております。補助対象といたしましては、自治会等が自主的に行う、子ども、高齢者の安全を守る取組に伴い、必要となる防犯、交通安全設備、サインなどの設置に要する費用で、補助の条件といたしましては、自治会等による自主的な子ども、高齢者を守る地域防犯、交通安全活動の実施が必要となります。補助率は市町村負担額の 2 分の 1 となっております。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 国土交通省が実施する通学路安全対策関連の補助事業についてですが、社会資本整備総合交付金事業の防災安全交付金となっている、通学路等の生活空間における交通安全対策として、市内の通学路の危険箇所グリーンベルト等の整備を行っております。補助率は事業費の 55% となっております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 ただいま、補助率も含めて詳細にご答弁いただきました。こういったものは積極的に今後也使っていただきたいというふうに思います。

疋田 3 号線なんですけど、現在、先ほどご答弁ありましたように、通学路となっております。そのため、私は、保護者をはじめ何人もの市民の皆さんから、疋田 3 号線、危ない、防護柵を設置してほしいとの声を頂戴しております。私としては、疋田 3 号線沿いは転落防止柵の設置が必要な場所であるというふうに考えるものでありますけれども、市の見解はいかがでしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 転落防止柵の設置を希望される市民の方からの声については確認しております。

設置に当たり、地元区と協議をした結果、転落防止柵を設置することで河川の管理に支障が出ること、また、道路の有効な幅員が狭くなることで、自動車等の通行に支障となるというところの理由から、設置に至っていない状況でございます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 市には市民の声は届いているということでありまして、また、市としても、設置の必要性というものについては認識をされているということであって、過去にも地元区と協議を行ったということではあります、今のところはまだ設置には至っていないということを承知いたしました。

では、これまで疋田 3 号線を例示をいたしまして、転落防止柵の設置についてお伺いをい

たしましたけれども、葛城市内全域で市が管理している河川側沿い道路のうち、ガードレールや転落防止柵が未設置の場所の中で設置要望がある場所、これについて市としてはちゃんと把握をしておられますでしょうか。また、ガードレールや転落防止柵の優先整備の順位について、市としてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 ガードレールや転落防止柵未設置の場所につきましては、通学路安全合同会議や大字要望、事故発生箇所、市民の方からの要望等により把握しております。優先順位につきましては、施設管理者や地元大字との協議を行い、また、安全な交通が確保できるかななどを総合的に判断して設置を行うこととなりますが、現在のところ、設置に係る大字からの正式な要望はございません。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 市民のほうからの要望があつたりとかすることは把握されていると。ただ、大字からの正式な要望は現状ではないというふうなことです。また、大字からの正式な要望等があれば、これは優先的に考えてもらえるものだなというふうに理解をさせていただきます。

さて、転落防止柵の毎年の整備目標、具体的に何メートルということが分かりましたら、それと予算の規模についてお聞かせ願いたいと思います。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 予算につきましては、毎年継続して、延長100メートル、転落防止柵、ガードレールの設置事業として400万円を計上しております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 延長100メートルで400万円ということなんですけれども、現状、市では、ガードレールや転落防止柵の整備に係る財源については、どのようなものを充てておられますでしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 交通安全対策特別交付金を充てております。

以上です。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 市としては、現状、交通安全対策特別交付金を充てることによってやっているというふうなことでありますけれども、予算400万円というのは、今、市民の方から、次から次へと声を聞いてたりとか、実際に転落事故が起こっている中で、私としては、少ないかなという印象があります。もっと熱心にスピードアップを図っていただきたいなというふうに思うところがあります。

続いて、2つ目の質問に入ります。車の抜け道となっている生活道路などで、車両が高速で通過する地点があります。特に通学路では、登校時間と通勤時間が重なるわけです。そして、子どもたちが通っている横でスピードを出して通り過ぎる車があります。児童の安全を確保するために、速度を抑制する柵を求める市民の皆さんからの声を私も頂戴しております。

さて、いわゆる生活道路の法定速度を時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げるため、政府は令和6年7月に、道路交通法施行令の改正を閣議決定したというふうに

聞いております。改正施行令の実施時期などについて確認をしたいと思います。

奥本議長 林本総務部長。

林本総務部長 ご質問をいただきました、生活道路の法定速度を時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げる道路交通法施行令の改正につきましては、令和6年7月に閣議決定をされ、施行期日は令和8年9月1日となっております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 この施行期日、令和8年9月1日だというふうなことでありますけれども、生活道路の法定速度が下がる要件というものがあろうかと思えますけれども、例えば道路の形状、例えば中央線が設けられていない道路はどうかとか、その辺りはどのようなになっていますでしょうか。

奥本議長 林本総務部長。

林本総務部長 このたびの道路交通法施行令の改正により、道路標識または道路標示による中央線または車両通行帯が設けられている一般道路や、道路の構造上または柵その他の工作物により自動車の通行が往復の通行別に分離されている一般道路、また、道路標識または道路標示により最高速度が指定されている道路、これら以外は時速30キロメートルが法定速度となります。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 改正施行令の実施によって、葛城市内の道路のうち、以前から市民の皆さんから危険性が指摘されていた場所も影響を受けて制限速度とかが変わってくるということも考えられます。時速30キロメートルに下げられる場所で、先ほども申しましたように、以前から市民から危険性が指摘されている場所につきましては、しっかりと把握するようにしていただくようお願いをいたします。

さて、これ、以前、私、一般質問で使ったイメージハンプの一例というパネルですが、法定速度が下げられても、それに従わないというようなドライバーも出てくる危惧もございます。それを防ぐために、私は、視覚的にドライバーがスピードを緩める効果のあるイメージハンプの設置を、この一般質問の場でも提言しまして、市も対応して設置をしてくださいました。さて、このイメージハンプの現在の設置の所在地、そして設置年度について伺いをいたします。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 令和5年度に、疋田地内、疋田池北側住宅地内にブロックタイプ2か所、交差点内クロス表示1か所の計3か所、東室地内、共同墓地西側交差点周辺にブロックタイプ1か所、交差点内クロス表示1か所の、計2か所のイメージハンプを設置しております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 こういった、これ、私、イメージハンプの一例でありますけれども、交差点の中でしたら、クロス表示もされているということで私も承知をしております。こうやってイメージハンプを設置していただいたわけですが、この効果、つけていただいて、市としては現時点でどのように評価をされていますでしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 立体的に見えるハンプを事前に確認することで、車の速度を抑えて走行するなど一定の効果がございました。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 市としても、こういったイメージハンプをつけることによって効果があったんだというふうに認識されているということでございます。もちろん、イメージハンプによる効果というのは、これは一定認めますし、私もよかったなというふうに考えているところでございますけれども、しかし、ドライバーが慣れてきますと、人によってはということなんです。みんながみんな、スピードを出すわけじゃないですが、人によっては効果が薄れてしまって、横着をされるということも考えられるわけでありまして。そこで、道路に物理的な凸部分を設けたハンプの設置の検討を今回提言をしたいと思っております。

まずはハンプとはどのようなものか。技術的なことは国土技術政策総合研究所、通称国総研というふうに言われますけれども、ここも情報を出しておられると思っておりますけれども、ハンプについてお答え願いたいと思っております。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 ハンプとは、交通安全対策のために道路の路面に設けられた凸状の部分のことです。通過する車両を一時的に押し上げるもので、事前にこれを見たドライバーが速度を落とすことを狙っております。自動車を減速させ、歩行者、自転車の安全通行を確保することを目的に設置しております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 葛城市が道路管理者でありますけれども、葛城市が市道へハンプを設置する際に、要件等はあるのでしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 設置についての要件は特に設けておりませんが、設置により、車の通過時の騒音や、ハンプに接触する事故等が発生しないように計画する必要があるがございます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 ハンプの設置というのは、すごいお金がかかります。数百万というより、もうちょっとかかるだろうと思っております。相当な費用が見込まれることから、実現のためには国からの補助が必要と私も考えます。現時点では、国土交通省道路局の交通安全対策補助制度、通学路緊急対策などがあるかと思っておりますけれども、県事業との重複可否も含めまして、市にはぜひ、研究していただきまして、速度制限を有効なものにしていきたいというふうに考えるものでありますけれども、いかがでしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 ハンプの設置に向けて近隣市に確認したところ、設置費用につきましては高額となることから、補助制度の活用も含め研究してまいりたいと考えております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 研究していきたいということですので、ぜひ、よろしくお願いをいたします。イメージハ

ンブというのは絵ですから、あれなんですけど、そうでないハンプというのは、物理的に凸部を設けます。この設置によって、従来より、一般的に懸念される点があるということにつきまして、私も承知をしているところであります。市としてどのような懸念点があるというふうに考えておられますでしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 懸念点についてでございますが、ハンプの通過時に、車の車輪や荷台からの音で周辺住民からの騒音苦情や、ハンプに接触する事故や、歩行者のつまずき等によるけが等の発生が懸念されます。

以上です。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 今おっしゃったみたいに、私も、特にハンプについては、ぼんと音がするんだというふうなことで、なかなか難しいかなということで、以前、イメージハンプを提唱させてもらったという経緯がございます。といっても、しかし、通学時の危険など、通過車両の速度低減を訴える声が、生活安全課などにも日々届いているというふうに聞いております。実は、お隣の大和高田市内では、複数のハンプを複数年度にわたって、地元住民の皆さんの合意の下、設置されていて、相当の効果を出しておられるというふうに私伺っております。大和高田市の関係者の皆さんは、ハンプの設置について何度も何度も試行錯誤を重ねてこられ、その結果、ハンプそのものの性能といいますか、出来栄もどんどんどんどんよくなってきて、一番最新が、浮孔西小学校のすぐ近くのところハンプを2か所設置されて、私も何度も何度も、結構楽しいので、何度も通ったんですけども、そういった中で、物自身もよくなってきている。地元の合意を得るためにはどのように話を進めていけばよいかまで本当に習熟しておられるように、私も大和高田で話を伺ったんですが、私も理解しております。すぐ隣町に聞こうと思いましたが、優れた先生がいらっしゃるわけでありますので、葛城市でも、ぜひ導入のための検討、研究をお願いをしたいと思います。

続きまして、最後、3つ目の質問に入ります。またパネルを使用しますが、大字新町の奈良県新庄第1健民運動場の東側、葛城川西側線という道路がありまして、これに沿って歩道があります。第1健民運動場の東側です。その歩道の南端、新庄第1健民運動場の南東角に当たる部分と、新町公園テニスコートの南側に駐車場がございます。これを行き来するためには、渡場大橋を通る東西の通り、これが新町・柳原線ですが、これを渡る必要がございます。この場所には、かねてから、横断歩道を設置してほしいという市民からの声を頂戴しております。令和4年9月議会でも一般質問を行いました。その際、新町区からも、令和5年度の要望書があったということは確認しております。また、令和5年3月議会で確認したところ、令和13年の国民スポーツ大会の前に完了するように、渡場大橋の拡幅、架け替え工事を完了するつもりであるというふうなことを伺いましたが、現時点ではどのようなになっているのか、確認をしたいと思います。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 渡場大橋の架け替え工事についてですが、予備設計の結果、橋の架け替え作業を

行おうとすると、現在の河川法の基準では、河川断面を狭めないように橋を上げる必要があります。橋を上げると交差点を拡幅する必要があり、拡幅によりグラウンドのネットフェンス、照明設備等の移転が必要となります。このことから、令和13年の国民スポーツ大会までに架け替えは不可能であると判断いたしまして、一旦、渡場大橋を長寿命化事業により、令和7年度に改修工事を行います。

以上です。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 今おっしゃったような事情で渡場大橋の、令和13年の国民スポーツ大会前に架け替え工事を行うということについては、断念されたということであります。私なりにいろいろと調べて、現状では、市民の方から要望をいただいております。葛城川に沿って、こういった歩道から南から横断歩道を設置するという、新庄第1健民運動場東側の歩道から新町・柳原線を横断するための横断歩道の設置は難しいというふうに聞いております。その理由につきましては、いろいろ一般的に、交通量基準未達とか、あるいは視距不足というようなことをよく言われます。視距というのは、視力の視に距離の距と書きまして、ドライバーが道路上の物体を認識してから安全に停止するまでの距離のことを言うのだそうですけれども、などのいずれかじゃないかなというふうに私は推察するものであります。このことにつきましては、これについては、横断歩道は、道路管理者である市ではなくて警察の管轄であると理解しておりますけれども、このことについて再確認、お願いしたいと思います。

奥本議長 林本総務部長。

林本総務部長 議員ご指摘の場所において横断歩道の設置が難しい理由を高田警察署に確認をいたしましたところ、横断歩道の設置基準を満たしていないとのご回答をいただいております。具体的には、横断歩道の設置に当たり、歩行者の安全な待機場所、いわゆる歩行者だまりがないこと、また、日常における歩行者需要がないとのことでございます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 今ご答弁いただきましたように、この場所というのは、大会とかイベントがあると相当な人が通りますが、日常的にはさほど人は通らないということで、歩行者需要がないという判断というふうなことを理解いたしました。そこで、私は、道路管理者の判断で行える歩行者横断指導線というものの設置を提言したいと思います。設置場所なんですけれども、今、市民の皆さんから要望がある場所よりも更に西側、ずっと行きまして、新町テニスコートの西側を通過して、それから第1健民グラウンドのところに、直接運動場のほうに降りる階段がございます。場所はここのところに設置をして、そこから東のほうに、スロープに、緩やかな上り坂になってますけど、これを登って歩道のほうに接続するというふうな形にしてはどうかと。今し方申しましたように、新町公園テニスコートと、それから健民運動場の階段とを結ぶ箇所、ここに、今し方申しました、歩行者横断指導線を設置したらどうかというふうに提言をいたします。まず、横断歩道と歩行者横断指導線の違いについてお答え願いたいと思います。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 違いについてでございますが、横断歩道は、道路交通法に基づいて奈良県公安委員会が設置いたします。横断歩道では、車両等は、渡ろうとしている歩行者がいた場合には、一旦停止して歩行者を優先させなければならない。歩行者は、横断歩道がある場所の近くで道路を横断するときは横断歩道を利用する義務があるなど、規制が伴います。一方、歩行者横断指導線につきましては、道路法に基づいて道路管理者が設置する区画線でございます。歩行者横断指導線では、一旦停止して歩行者を優先させる義務はないので、歩行者は、歩行者横断指導線を横断するときは、車両等が接近していないのかを注意する必要があるなどの違いがございます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 今し方ご答弁いただきましたように、横断歩道というのは、車は必ず歩行者を見たら一時停止する義務がありますけれども、歩行者横断指導線については、残念ながらそういった義務はないわけでありまして。しかし、その線を引くことによって、線の前後、例えば少し目立ったデコレーションといいますか、例えばイメージハンプみたいなものでもいいと思いますが、そういうふうなものをつけて注意喚起することによって、ここは人が通るところなんだなというふうにすることは、私はできるかなというふうに思います。

現状、新町・柳原線というのは、車の通行がさほど多くない場所なんです。それに対して、この葛城川西側線というのはもう、やっぱり大和高田から御所、御所から大和高田のほうに抜ける車、結構通りますので、結構車の量が多い。このところを今、結構大会とかがあると駐車場から歩かれている状態であります。これを私は、先ほど申しました、歩行者横断指導線をつけることによって、新町公園テニスコートの西側、このところを通ってもらうことによって、ここを誘導するとより、私は安全に通ってもらえる、より安全であるということとでこれを提言をしたいと思います。

その際、併せて、新町公園テニスコート西側の通路なんですけど、これ、広いところは、私の体感で五、六メートルぐらい幅はあります。しかし、そこから急激に北から南に下がりますと、1か所、かなり狭い狭窄部分がありまして、これが幅、私が見たところ、五、六十センチぐらいしかないんです。現在、結構高いところにありますので、転落しないように、鉄パイプを利用した仮設の柵のようなものがこしらえてつけられておりますが、私としては、より安全な転落防止柵の設置を検討したいというふうに思います。そうすれば歩行者の安全というのは一気に向上すると考えますけれども、いかがでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。

新町公園テニスコート西側の通路につきましては、利用される方の安全対策についてどのような対策が図れるか等、今後検討をさせていただきたいと考えております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 ぜひとも、ここはやっぱり安全にして、このところに目立つ、今、ほとんどの人が多分、先ほど申しました、葛城川西側線という道路のほう、車が通るところを通っておられると思いますが、ここに目立つ誘導看板を設置して、人にこっちを通ってもらうことによって、よ

り安全になるんじゃないかなということを私は提言をしたいと思います。

最後に市長にお伺いをいたします。以上、私、幾つか例示をして提言をいたしました。転落防止柵、それからハンプ、それから歩行者横断指導線につきまして、これに限らず、ぜひ、有効箇所の調査をしていただきまして、設置の検討を行っていただきたいというふうに考えるものでありますけれども、いかがでしょうか。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 歩行者の安全対策については、様々な角度からの検討を行う必要があると考えております。通学路に対する安全対策は子ども目線からの安全対策が、施設利用者からの目線では多くの方が一度に移動される目線で、また、道路を利用されるドライバーからの目線も含めて検討する必要があります。これらの目線での安全対策を総合的に考慮した上、地元や河川等の施設管理者との合意形成を図った上で設置を検討すべきと考えております。

以上でございます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 市長におかれましては、市民の暮らし、命を守る安全対策を着実に推進していただくように強く要望いたしまして、この質問を終えたいと思います。

続きまして、指定校変更に関する基準についてお伺いをいたします。葛城市内には5つの小学校区がありまして、それぞれに特色や歴史があって、これは素晴らしいことだなというふうに考えております。それとは別に、私は以前から、小学校区ごとの教育環境格差があるということについては指摘をしてまいりました。例えば1クラス当たりの児童数や、1児童当たりの運動場の広さとか、理科室などの特別教室の数などであります。その上で、平成31年3月、令和元年6月、令和3年3月、令和4年3月の各定例会の一般質問で、校区割りに関する課題と改善の方向を私、提起してまいりました。その結果として、教育委員会では、学校運営協議会での話合いや保護者へのアンケート実施などを通じて、指定校変更に関する基準を令和6年4月に改定され、運用をされております。

今回の質問では、その運用の実績と課題を検証して、新しい基準の更なる周知徹底というものを願うものであります。ではまず、令和6年4月1日から施行されました改定基準の主な改正点を改めて整理いただきたいと思います。具体的に、緩和されたり追加されたりした条項は何でしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。

指定校変更に関する基準につきましては、児童・生徒、保護者のニーズに対応できるよう、主に4つの項目を追加し、令和6年4月1日より運用しております。追加いたしました項目につきましては、1つ目に、指定校よりも隣接校のほうが通学距離が短く、通学に安全上特に問題がない場合、2つ目に、1つ目の理由により就学していた小学校を卒業した児童が、当該小学校の学区の中学校への入学を希望した場合、3つ目に、いじめや不登校等のため教育的配慮が必要と認められる場合、4つ目に、指定校に生徒が希望する部活動がない場合等、部活動に特別の配慮を要する具体的な事由がある場合、これら4項目を新たに加えた基

準により運用を行っております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 ただいまご説明いただきました改定基準の4つの項目のうち、今回の質問に関連するのは1と2だというふうに思いますが、2は当分先の話ですので、指定校よりも隣接校のほうが通学距離が短く、通学に安全上特に問題がない場合という1の項目を理由に、保護者からの申請があつて指定校を変更された事例について伺いたします。まず、この事例があるかということと、あれば件数を教えていただきたいと思います。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 新たに加えました基準に該当いたしまして、令和6年度から指定校を変更された事例は1件、令和7年度から指定校が変更となった事例は2件でございます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 新しい基準で利用された方というのはいらっしゃるということですね。これにつきましては、ちょっと念押しなのですが、保護者からすれば、指定校よりも隣接校のほうが通学距離が短いので変更したいというふうな要望が保護者からあつて、それに対して市のほうが、通学上に安全上問題がないというふうなことを確認したということで、指定校が変更となったというふうな理解でよろしいでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 おっしゃっていただいたとおりでございます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 分かりました。では次に、変更を承認した結果、児童数のバランスにどの程度寄与したのか。数字の裏づけは取っておきたいというふうに思います。葛城市内には5校ありますけれども、今回は時間の都合で、一例として、磐城小学校区、新庄北小学校区、それから、新庄小学校区について伺いをしたいと思います。

まず、最初に質問した平成31年の3月議会で、そのときにも私は、各小学校の児童数を伺っております。各小学校では毎年5月1日現在の状況を調査されているというふうに聞いております。今回、一度に全ての項目をずらっと伺いますと、数字の羅列になって頭に全く入ってきませんので、まずは、新庄小学校、磐城小学校、新庄北小学校の3校の、令和元年、令和4年、令和7年のそれぞれ5月1日時点、今年令和7年ですので、つまり3年置き全校児童数と、それに加えて、第1学年についてのみ、1年生についてのみ、クラス数と児童数とをお答え願いたいと思います。また、各小学校について、1学年に1クラスという、いわゆる単学級があるかについてもお答え願いたいと思います。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 いずれも、おっしゃっていただいたとおり、令和7年5月1日の時点でお答えをさせていただきます。まず、新庄小学校でございます。令和元年度の全学年児童数は825人、第1学年のクラス数、児童数は、5クラス、151人。令和4年度の全学年児童数は816人、第1学年のクラス数、児童数は、4クラス、130人。令和7年度の全学年児童数は804人、第1学年のクラス数、児童数は、4クラス、132人でございます。

次に、磐城小学校でございます。令和元年度の全学年児童数は716人、第1学年のクラス数、児童数は、5クラス、147人。令和4年度の全学年児童数は754人、第1学年のクラス数、児童数は、4クラス、141人。令和7年度の全学年児童数は727人、第1学年のクラス数、児童数は、4クラス、108人でございます。

次に、新庄北小学校でございます。令和元年度の全学年の児童数は276人、第1学年のクラス数、児童数は、2クラス、42人。令和4年度の全学年児童数は235人、第1学年のクラス数、児童数は、1クラス、32人。令和7年度の全学年児童数は203人、第1学年のクラス数、児童数は、1クラス、30人でございます。単学級につきましては、新庄北小学校にございます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 今の数字を伺っておりまして、新庄小学校と磐城小学校につきましては、上下はあるものの、新庄小学校は800人台前半で推移、それから磐城小学校も700人台で増減をしているという感じですね。新庄北小学校では270人台から200人台と、この数字だけを見ればですけども、4分の3ぐらいに減少しているように見えます。新庄北小学校だけが減っていて、かつ、単学級もあるというふうな状況だということだと思います。

続きまして、新庄小学校、磐城小学校、新庄北小学校の3校の、令和元年、令和4年、令和7年のそれぞれ5月1日時点の全学年の、今度はクラス数と、1クラス当たりの平均児童数とをお願いしたいと思います。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 こちらも令和7年5月1日時点でお答えをさせていただきます。まず、新庄小学校でございます。令和元年度の全学年のクラス数は25クラス、1学級当たりの平均児童数は33人。令和4年度の全学年のクラス数は24クラス、1学級当たりの平均児童数は34人、令和7年度の全学年のクラス数は24クラス、1学級当たりの平均児童数は34人でございます。

次に、磐城小学校でございます。令和元年度の全学年のクラス数は23クラス、1学級当たりの平均児童数は31人。令和4年度の全学年のクラス数は23クラス、1学級当たりの平均児童数は33人。令和7年度の全学年のクラス数は24クラス、1学級当たりの平均児童数は30人でございます。

次に、新庄北小学校でございます。令和元年度の全学年のクラス数は12クラス、1学級当たりの平均児童数は23人。令和4年度の全学年のクラス数は10クラス、1学級当たりの平均児童数は24人。令和7年度の全クラスのクラス数は9クラス、1学級当たりの平均児童数は23人でございます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 1学級当たりの平均児童数につきましては、新庄北小学校は、新庄小学校、磐城小学校に比べて、もともと数は少なかったんですが、今の話を聞いておりますと、クラス数も、新庄小学校、磐城小学校は共にほぼ横ばいという感じになってます。その中で新庄北小学校のみ、だんだん減ってきているといった印象です。といった数字というものを把握だけさせていただきました。

ところで、指定校変更に関する基準の改定によって、それまで保護者がこういうことを思ってもなかなか実現しなかったという保護者のニーズ、これについて対応できているというふうにお考えでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 指定校変更に関する基準を改定したことによりまして、数件の申請があり、教育委員会におきまして、問題がないとして指定校の変更に至ったケースがございましたことから、児童・生徒、保護者のニーズに対応できているものと考えております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 今回改定によって、保護者の、今までもあったんでしょうけども、そういったニーズに新たに対応することができたというふうなことを理解いたしました。

次に、該当児童の保護者からの申請、相談時の手続案内とか、あるいは改定基準の周知方法などについては、現状どのようにしておられますでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 手続の案内、周知方法につきましては、市のホームページに掲載しており、就学時前健康診断の案内と一緒に資料を送付いたしまして、周知を図っております。また、ご相談をお受けした場合には、学校教育課のほうにおいて丁寧にご説明をさせていただいております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 今の答弁で、就学時前健康診断の案内の際には資料を配布しているというふうにお答えいただいたと思うんですが、送付の時期、これについては、例年いつ頃でしょうか。また、そのときに初めて該当の児童や保護者について丁寧に説明されているというふうな理解でよろしいでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 毎年10月に就学時前健康診断の案内を送付させていただいております。就学を迎えられる児童をお持ちの保護者の皆様に対しましては、校区の案内とともに、指定校、園の変更基準の見直しについて、その内容を周知させていただいております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 よく分かりました。

最後に、改定基準の、これまで運用成果、これは確かにあったというふうに私も理解をするものでありますけれども、該当の児童と保護者への手続サポートをより充実してもらいたいということと、それからもう一つは、より早い時期での周知、これを求めたいというふうに思います。さらに、私は当事者にだけでなく、広く市民、例えば、児童の祖父母に当たる世代、おばあちゃん、おじいちゃん、そういった世代に対しても制度の周知を行うことが重要というふうに私は考えます。また、市のホームページで周知しているというふうなことでありましたけれども、ぜひ、ホームページだけじゃなくて、広報誌などへの掲載も行っていたいただきたいと思います。また、就学前児童の保護者に対する周知も行っていたいただきたいと思います。10月に出しているというふうなことでしたけれども、もっともっとその前から、いわゆる当事者である保護者やお子さんが制度を利用する、どうしようかなというふうなこ

とを考えるための十分な時間、あるいはお友達とか、親御さんとかに相談するような時間を提供していただきたいと思います。このことについては、例えば、教育部としては幼稚園でしようけれども、認定こども園とか保育所を通じての周知というふうなことも、私は考えられるんじゃないかなというふうに思います。

今回の質問では、事前に教育部のみに、私、質問の通告を行っていたので、市長部局への質問は控えるものでありますけれども、周知の時期や方法につきましては、ぜひ、例えば、こども未来創造部などと共に検討もしていただきたいと思いますというふうに考えるわけでありますけれども、いかがでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 周知につきましては、広報誌に掲載してまいりたいと考えております。また、就学前の児童の保護者に対しましては、どのような時期にどのような方法で周知するのがよいのか等、こども未来創造部と連携し、検討させていただきたいと考えております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 広報誌に掲載したいということで、ぜひ、よろしくお願いいたします。また、今ご答弁いただきましたように、ぜひとも、こども未来創造とも連携して、できるだけ早い時期でみんなに知ってもらおうと、もっともっと利用されるというようなこともあるのかなと。後で知ったわというふうなことがないように検討をしていただきたいと思います。

葛城市で育っていく児童が、どこで育っても、みんな最高の環境で学べるというふうなことを実現するために、こういった基準の周知、そして基準につきましても、今後、今すぐじゃなくてもいいんですけれども、時期を見て見直しも行っていくように要望をしておきたいなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。このたびも丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございました。

奥本議長 吉村始議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後3時20分から会議を再開いたします。

休 憩 午後2時57分

再 開 午後3時20分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1 番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1 番、西川善浩議員。

西川議員 皆さん、こんにちは。本日最後の一般質問となりました。私、議員の職をあずかりましてから、連続15回目の一般質問となってきます。私からの質問については、今、議長からお許しをいただきましたので、本市における義務教育期に通う塾や習い事に係る費用の助成制度への取組、本市についてということが1点、企業立地に向けた本市独自の新たな優遇制度の創設についてというのが2点目でございます。

この先は質問席より行わせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

奥本議長 西川議員。

西川議員 連続15回目というところです。まず、本定例会で、僕は一般質問する前に、いつも小ばなしを副市長が楽しみにされておられるんです。上下水道部長と財務部長に関しては、定例会、初めての参加ということで、「あいつ、何言うとなやろうな」というところを思わんといてください。これ、一応目的あって、やっぱりアイスブレイクという形で、皆さん、怖い顔されてますので、小ばなしを入れて議論が深まるようにさせていただいております。というても、一般質問もつくらせていただきながら、小ばなしの内容を、そうそうネタというものがなかなかなくて、昨日、チャットGPT、AIに1回聞いてみようと思って、小ばなしの内容をどうしたらいいですかと聞いたところ、皆さんがふわっと和らぐような内容をどうしたらいいですかと、チャットGPTに、今はやりの、聞いてみたんです。そうしたら、「ウサギと亀の話してください」と言われたんです。さすがに肝の座った僕でも、この雰囲気の中でウサギと亀の話はさすがにできんなと思ひまして、困ったんですけど、最近、結構チャットGPTを使わせていただくことが多くて、挨拶をさせていただく機会というのも、ありがたいことに増えてきまして、これもマンネリ化したらあかんと思って、情報を入れるためにチャットGPTに、こういう会での挨拶、どうかなというところで聞いたところ、それはご自身でお考えになったほうがいいんじゃないですかというふうな答えが返ってくるんです。僕の回答をやっぱり上回ってきておるんです、AIというのは。人の心まで読んできよるんです。そやから皆さんも、チャットGPT、もしかしたら、一般質問の回答をチャットGPTでやられてるかもしれませんけど、気づけてくださいね。

というところを前置きにさせていただきまして、一般質問のほうに入らせていただきます。本市における義務教育期に通う塾、習い事に係る費用の助成制度の取組についてというところでございます。それでは質問に入らせていただきます。

子どもたちへの教育に係る費用というのは、年々増加をしていってるように感じております。子育て世帯においては、学校教育外での塾やスポーツクラブ、また、習い事の費用というのが家計から捻出されること、本当に厳しい状況にあります。物価は上がるけども、賃金はなかなか上がってこない。そんな声をよく耳にします。この課題は全国的にも見られておりますけども、特に都市圏以外の地域での格差というのが広がっている状況にあると思います。まさに本市においても同じ状況下でございまして、経済的事情によって教育の格差というのも広がりつつあるのではと感じておるところでございします。また、令和8年度より実施される部活動の地域展開、地域移行についても、保護者への負担が予想されるところでもございします。子育て世帯を取り巻く環境というのは、より一層厳しいものになることが予想されております。

そこで、非常に厳しい子育て世帯の環境を、行政として何ができるのか。新たな仕組みづくりを模索する必要が喫緊に迫っていると考えておるところでもございします。大人たちの都合によって子どもたちの教育の格差というのを広げることは、この先の本市の未来に暗い影を残すことにつながります。そこで、この緊急事態に本市の義務教育期の学校教育外の助成制度への取組、また考え方について質問をしていきます。

現在、学校教育外で学習やスポーツなどの習い事に通っている生徒というのは何割ぐらい

あるのかというのを教えていただけますでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。よろしくお願いいたします。

本市の状況でございますけれども、令和6年度に小学校6年生と中学校3年生に実施された全国学力・学習状況調査の質問紙調査によりますと、複数回答ではございますが、部活動以外に、放課後や週末の過ごし方として、小学校6年生では、学習塾など学校や家以外で勉強しているが29.1%、スポーツ以外の習い事が41.6%、スポーツでは44%、中学校3年生では、学習塾など学校や家以外で勉強しているが43.3%、スポーツ以外の習い事が30.6%、スポーツでは26.4%という結果となっております。

奥本議長 西川議員。

西川議員 今ご回答いただいたのは全国学力・学習調査というものでございまして、小学校6年と中学校3年生が対象となっているというものでございます。小学校6年生では、塾などに通われている児童が29.1%、スポーツを含む習い事に通われている児童が、含めて約85%となっていることが分かりました。本調査というのは、複数の回答で重複されて通われているのもあるので、その内訳というのはもちろん分からないんですけども、小学生の間は、塾よりもやはり習い事のほうが割合が高いという傾向にあるのが分かりました。中学3年生では、塾などに通われているのが43.3%、スポーツを含む習い事に通われているというのが約57%となっておりまして、中学3年生となると高校受験も控えておるところで、やはり学校教育外での塾などで勉強する機会を増やすといった傾向になっているのかなと思っております。

一方で、スポーツを含んだ習い事に関しては、やはり学校の部活動というのが大きいのかなと思います。それを見ると、やはり減っていった傾向になっております。中学3年生では、小学校6年生と逆転するといったような傾向が見られるということになっております。また、東京大学とベネッセ教育総合研究所が出されている令和5年の調査によりますと、塾を除く習い事の全国的な率としては、小学校5年生で74.4%で、6年生で72.3%、中学校1年生で一気に下がるんです。49.5%で、中学校2年生で48.3%、中学校3年生では41.1%となっておりまして、率は本市と違うんですけども、本市と同じく、スポーツを含む習い事というのは、中学入学時に一気に下がっていく傾向となっておりました。

また、塾などに通う率といたしましては、小学校5年生では31.2%、小学校6年生では38.0%、中学校1年生では35.1%、中学校2年生では45.2%、中学校3年生では一気に上がるんです、今度は、やはり、60.4%となっております。これも、先ほども率も違いはあれども、本市と同じく、やはり高校受験というのを見据えて上がっていくという傾向になっております。

それでは、これら学校教育外においてかかる費用についてもお聞かせ願いたいと思います。小学生と中学生でそれぞれ調べてもらってると思いますので、よろしくお願いいたします。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 文部科学省が隔年で実施している子どもの学習費調査によりますと、令和5年度、全国では、子ども1人当たりの1年間の学校外活動費について、公立学校の小学校5年生が24

万3,000円、6年生が26万5,000円、中学校1年生が27万9,000円、中学校2年生が34万1,000円、同じく3年生が44万6,000円という結果となっております。

奥本議長 西川議員。

西川議員 中学校3年生になると44万6,000円、年間かかってくると。結構な額になってきてますよね。今ご回答あったように、やはり学年が上がるにつれて、かかる費用というのが上がる傾向となっております。これも私が調べさせていただいたんですけども、令和5年の調査です。世帯年収別での学校教育外で塾や習い事に通っている割合としては、スポーツを含む習い事については、小学生で高所得世帯、これは800万円以上でしたかね、世帯で、については87.9%、中所得世帯で75.4%です。低所得世帯では59.9%となっております。塾なんですけど、塾などについては、高所得世帯で22.3%、中所得の世帯で10.9%、低所得世帯で9.3%となっております。やはり開きは出てきておりますね。

今のは小学生なんですけど、中学生にあっては、スポーツを含む習い事については、高所得世帯で52%、中所得世帯で44.5%、低所得世帯では39.2%となっております。塾、学習などについては、高所得世帯で55.5%、中所得世帯では41.9%、低所得世帯では32.1%となっております。やはり差というのは、世帯年収に応じて、学校教育外での塾や習い事に通う率というのが、所得が上がれば上がるほど高くなっておるということが分かります。そこで、本市において、子育て世帯に助成を行っている事業は、それとその目的を教えてくださいたいと思います。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

こども未来創造部所管の事業の中で行っている助成事業といたしましては、次のものがございます。1つ、児童手当。0歳から18歳までの児童の養育者に支給するもので、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

2つ目が、児童扶養手当。離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として支給される手当で、高校生年代の18歳、一定の障がいのある場合は20歳まで、の児童の保護者を対象としております。

3つ目が、特別児童扶養手当です。こちらは20歳未満の身体または精神に重度または中度以上の障がいを有する児童の保護者に対して支給されるものです。

4つ目が、令和6年度から、子育て世帯への必要な支援の1つとして、安心して生み育てることができる環境づくりを目指すことを目的に、小学校就学前の範囲で行っている兄弟カウントをなくし、0歳児から2歳児までの第2子目以降の保育料の無償化を行っております。

以上が、こども未来創造部が所管する主な事業となりますが、それぞれについて受給要件が異なりますこともご承知おきください。いずれの事業も、児童が養育されている家庭等の生活の安定と自立に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としております。

以上です。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

市民生活部における子育て世帯への助成といたしまして、令和6年7月医療分までは、1医療機関、一月500円の自己負担をしていただいておりますが、令和6年8月医療分より、18歳までの方の医療機関窓口でお支払いいただく一部負担金を無償化しております。これにより完全無償化になっております。

以上でございます。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。

子育て世帯への助成といたしまして、学校給食費では、原材料費が物価高騰の影響を受け、給食負担金の値上げを行わず、保護者負担を軽減することを目的に、原材料費と給食負担金の差額について公費により負担をし、保護者への負担軽減を図っています。

以上です。

奥本議長 西川議員。

西川議員 それぞれ子育て世帯に、こども未来創造部、市民生活部、教育部と、子育て世帯に助成されている、補助をされているのをお聞かせ願いましたけども、本市独自のものとしては、第2子以降保育料の無償化です。あと医療費も窓口負担がないというのは、本市の独自のところかなということありますけど、ほかについてはさほど変わらないところです。ほかの他市でも、もちろん全国的にも行われている助成でございます。

どの目的も、やはり子育て世帯というのが、児童のために健やかに安定した生活を営むために支給をされているというものでございまして、また、児童手当は所得制限も撤廃されたんですね。15歳から18歳まで拡充をされて、全ての養育する家庭が、これは本当に等しくサービスを受けることになったところでもございます。

それでは、もう一つ、本市において就学援助制度というのも設けておりますが、その制度を受けられている割合というのを教えていただけますでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 就学援助を受けておられる割合でございますけれども、令和4年度の小学校では11.62%、中学校では14.91%、令和5年度の小学校では12.90%、中学校では16.05%、令和6年度の小学校では12.44%、中学校では14.57%でございます。援助の内容につきましては、学用品、通学用品、校外活動、修学旅行費、給食費などでございます。支給時期につきましては、学期ごとに支給しております、8月、12月、3月となっております。一部実費支給がございますので、各学校へ確認後の学期末に支給を行っております。

以上です。

奥本議長 西川議員。

西川議員 令和4年、拡充されたということで、割合というのは増えてるんですけども、どっちにしても、恐らくこの就学援助を受けられている割合というのが増えてきてるのは事実でござ

いまして、今のこの大枠の質問とは少し違うんですけども、この制度で支給時期をお答えしただいたんですけど、実費の支給というのもあるんですけど、分からないことがあるんですけど、支給をされる時期と間隔というのが4か月ごとで大きいんですね、これ。学期末でずっと、学期末、学期末で支給をされるというところで、それを立て替えておくということも厳しいご家庭もあるというふうに聞いておるんです。だから、これについて1回、調査か何かしていただいて、スキームというのを見直すことというのは検討していただきたいと思うんですけど、これについてどうでしょうか。大枠とは外れるんですけど。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 支給時期につきましては、他市の状況を一度確認させていただきまして、それらの状況を踏まえまして、研究をさせていただきたいというふうに考えております。

奥本議長 西川議員。

西川議員 この大枠とはずれた質問になるんですけど、これも市民さんのほうからそういう話がありましたんで、このときに1回聞かせていただきたいというところでございます。他市の状況を1回見ていただいて、児童手当は2か月ごとに支払われます。これは本当に学校教育の中で必要に、ほんまに払うことができない家庭があるというところで、逼迫したところもあると思いますので、その辺も見直すなり、1回、他市の状況も確認していただけたらと思います。

戻りますけども、今、子育て世帯に対しての支援というのを回答いただきました。ひとり親家庭とか要保護・準要保護世帯についても支援を行っておるという状況でございます。また、就学援助制度については、学校教育に係る補助対象品目というのが決まっておるんですね。先ほど挙げられた以外にも、部活動に係る費用というのにも対象になっているかと思えます。部活動が地域展開、地域移行していく中で、例えば民間のクラブチーム等に所属して活動する生徒も増えていくということも予想されます。要保護・準要保護世帯も関係なく、受益者負担というのが出てくると思うんですけども、本市の考え方、また、種目によっても額は違うと思うんですけど、保護者負担というのがどれくらいになってくるかというのを予想しておられるかというのをお聞かせ願えますでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 受益者負担につきましては、葛城市立中学校における部活動の在り方検討委員会におきまして、今後検討していく予定でございますけれども、国におきましても、自治体間で大きなばらつきが出ないようにするために、今年の夏頃をめどに金額の目安を示される予定となっております。

以上です。

奥本議長 西川議員。

西川議員 夏頃ということで、まだ実際のところ、なかなか決まっていけないと。これも地域展開をしてクラブチームに行かれる方もおれば、葛城市は外部指導者に報酬も払わなあかんというところですし、多分本当にばらつきがいろいろ出ると思うんです。これについては、厚生文教常任委員会での調査案件にもなっておりますので、取り上げてますので、議会としても注視していく必要がありますので、しっかりとまた報告のほう、お願いをいたします。

それでは、今まで、いろいろとやっぱり教育外でお金かかってきますよということをずっとお話をさせてもらいましたが、前におられた議員さんが、平成29年第1回定例会の際、阿古市長に教育バウチャー制度というものを投げかけられておりました。阿古市長は、そのとき答えられたのは、1年間検討を1回しますよと。1年後にもう一回報告しますよとなったんですけど、その後、改選もありましたんで、恐らく、その辺、結果、僕も聞いてませんので、この際、1回、どうされたかというのをお聞かせ願えますでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 平成28年12月議会でのご質問で当時の議員が提案されました学校外教育バウチャー制度につきましては、現時点では、本市の制度として導入には至っていない状況ではございますが、その背景といたしましては、利用対象や支給額の決定基準など、制度の公平性の観点や目的に対して効果を検証するといったことが困難であるといったことなどを検討し、導入に至らなかったのではないかとこのように考えております。

奥本議長 西川議員。

西川議員 検討されたということですね。その結果、導入に至らなかったと。その当時は、本当に今おっしゃられたように、公平性の観点などで困難であるといった検討結果になったと。それは承知しました。学校外教育バウチャー制度について僕もいろいろと勉強させていただいたんですけども、本当に大阪市とか、結構大都市ですよね。福岡市もそうやったかな。そういうところで取り入れられている制度、取り組まれてる制度なんですね。これは本当に大都市で働かれておりましたり、そこに住まれてる人は本当に、恐らく葛城市よりも教育の格差というのは物すごい開いているようなところであるのかなと思っております。貧困による教育差が本当に非常に大きくあることで取り入れられてるんじゃないかなと思っております。

本市にあっては、どちらかというと、中所得世帯というのが大半を占める中、都市圏のように格差というのが恐らく少ないという傾向にあると思うんですけど、しかしながら、冒頭でも言ったように、中所得世帯に対しての賃金については、働いても働いてもなかなか今は上がっていく状況じゃないんですね。ただ、物価については、本当に物すごい勢いで上がっていております。そんな中、また部活動の地域展開をしたときに、本当に多くを占める中所得世帯についても、負担というのが増大をしていくところになります。

先ほど中学校のあれでも42万円ぐらいかかる。そこにまだ部活動の分がのしかかってくる。想像したら本当にしんどいことになってくるのかなと思うんで、子育て、教育の充実したまち葛城市と明言をする中、全国にも類を見ない、所得に関係なく、義務教育費に係る、特に学校教育外の経費が膨らむ中学校期に幅広く、塾やスポーツを含む習い事に助成をしていくことを検討していただきたい。もちろん財源の確保というのは必須であって、行財政改革というのも必須になってくると思うんですけども、市の考えを聞かせていただきたいと思います。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 ありがとうございます。基本的な考え方はずっと変わっておりません。ですので、平成29年のときの答弁、検討しますというのは、検討結果の在り方というか、考え方も含めて答弁

させていただけたらと思います。

今回、まず議員ご指摘の、直近の質問から言いますと、物価高騰がありというところでございます。これは必ずしも子育て世帯だけではない全ての世帯が影響を受ける部分でございますので、全ての世帯について物価高騰の対策を打ってるということです。単発ではございますが、今現在、1人当たり2,500円のクーポン券を配布させていただいておるといのも、そういう理由でございます。ただ、単発ではなくて、議員は多分継続的なものを望まれてるように思いますので、継続的なものというのは、予算編成におきましては、非常にハードルが高い検討課題になってまいります。単発の場合でも、予算編成する場合には、要る分の新規事業については、単年度であっても、その分の財源はほかの部門から削るよという指示をいたします。全体としての財源の枠というのは限られておりますので、その枠内で予算編成をしなければいけないということです。

そういたしますと、その継続ということになりますと、継続的な財源が確保できるのか、できないのかということになってまいります。学校外教育バウチャー制度の場合、例えばの話です。月1万円を12か月分、12万円。例えばこれが小学校5年生から中学校3年生までですと約3,000名。そういたしますと年間3億6,000万の予算が必要になってまいります。その予算をどのように確保するのか。その予算が確保できてこそ、それも継続的に確保できてこそ、実施できる事業であるという認識を持っております。現在、全国で数個の市でしか実施されていないというのは、まさにそういうことなのかなという認識を持っております。

葛城市は今現在、非常にどの世代にとっても行政サービス水準というのは、全国でもトップレベルの水準まで上がってきているという認識を持っております。それは子育て世代だけではなく、年配者の世代も含めての話でございますので、そういたしますと、ここ数年間ずっと行財政改革をやってまいりました。無駄な事業を廃止し、財源を確保しながらやってきたんですけども、今のバランスの中でやるということになりますと、新しく財源を使うということは、今現在やっているサービスをやめるということの引換えになるという考え方を持たなければいけないと思います。ですので、常に何を優先するのかということを考えながら、世代間バランスも考えながらの行政サービスを維持しているというところでございますので、決して、今ご提案いただきましたものが検討の対象外になるということはありません。常に検討を重ねつつ、どの事業が一番市民の皆様方全体として必要であるのかということを検討しながら、今後も進めてまいりたいと思います。ご提案いただくことは非常にありがたいと感謝しております。

以上でございます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 本当に今、市長がおっしゃったような、どこかのサービスを削らなあかん。これもほんま、そうかもしれません。行財政改革をしていかなあかんところも出てくるかもしれませんけども、財源が降って湧いてくるものではないので、次につながる企業誘致のこともあるかもしれませんけども、そういうところに力を入れて、財源の確保というのはもちろんしっかりとしていく、プラス、優先順位を高めてというところを、理事者、市長を含め、順番を決めて

いかれると思うんですけど、僕は今、確かに物価高騰あって、これまた部活動も負担がかかってきてというところが、やっぱり子育て世帯をしっかりと支えていかな、責任世代でもあります。そのところにもう少し、しっかりとしたサービスを提供できてもいいんじゃないかなと、私は提案をさせていただいたというところでございますので、検討は引き続きしていただきたいたいのはいただきたいんで、まだまだ引き下がることはしませんので、議論を重ねていきましょう。

そうしたら、次の質問に移らせていただきます。次は、企業立地に向けた本市独自の新たな優遇制度の創設についてというところでございます。本市発展のために企業の誘致というのは必須でございます。経済の活性化によって、税収の確保、人口の流入、雇用の創出などが期待をするところでございます。しかしながら、本市においては、企業誘致を促進する産業用地の確保や、企業立地においての優遇制度というのが、まだもう一つ乏しいのが実情でございます。まずはそこで、本市の産業用地について、現時点ではどれくらいの面積があるのかというところを調べてもらってると思いますので、お答え願えますでしょうか。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

産業用地の面積についてでございます。市街化区域内にあるはじかみ工業団地内にある空き地状況は、市で把握している分で約1.8ヘクタールでございます。ただし、この工業団地内においては、用地が点在しており、企業誘致に適した土地は少なくなっております。ほかに市街化調整区域内にある工業系ゾーンとして、萱工業系ゾーンが4ヘクタール、新村工業系ゾーンが8ヘクタール、新町工業系ゾーンが3ヘクタールで、合計15ヘクタールございます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 今ご答弁で、はじかみ工業団地は、奈良県の第2期奈良県未来投資促進基本計画に示されております。特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域、いわゆる重点促進区域というところに位置づけられているというところになります。全体の面積は36.3ヘクタールでありまして、先ほどの答弁にもありましたけども、空き状況については1.8ヘクタールというところで、本当にもうないんですね。それも、一団のまとまった土地であるわけじゃなくて、点在する用地になっているという回答であったと理解しました。しかしながら、本工業団地の中心に位置するシャープの新庄工場というのは、縮小の方向で事業の計画がなされておるというところでございまして、この用地についても、売却を検討されてるということも聞いておるとございまして。

シャープ新庄工場の用地については、約7ヘクタールを有するんですね。はじかみ工業団地の約5分の1を占める広大な敷地であることから、有効な活用方法を市としても考えなければならぬというふうに思っておるとございまして。もちろん、事業主さんというのがおられてのことですので、また、旧町時代から本市の経済活性に寄与されていると、していただいておりますということを尊重しながらも、本市の課題として受け止めていく必要があると考えます。これについては、政策というよりも、市として何か手助けができることはないの

かと、1回考えていただければなと思います。1回接触していただいて、話を聞いていただいてもいいかなと思います。

はじめ工業団地についてはそれぐらい、36ヘクタールある中、ほとんど、今の空き地としては1.8ヘクタールしかないの、そこに呼ぶことができませんので、あと7ヘクタールあるところをしっかりとどう活用して、まだいらっしゃるのであれですけど、7ヘクタールはあるというふうに考えていってもいいんじゃないかなと思います。るるはじめ工業団地については述べてきた状況であるんですけども、本市の新たに産業創出の目玉としている新村工業系ゾーンについての進捗というのをお聞かせ願えますでしょうか。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 これまで新村工業系ゾーンにつきましては、令和4年度に県補助金を活用して産業用地創出基本計画策定事業を実施しました。本計画は、当時奈良県で実施された産業用地創出に係る実現可能性調査の成果品を活用して制度の向上を行うことにより、葛城市における産業用地の実現に向けた基本計画を作成したものでございます。県内のほかの自治体でも、産業用地創出実現可能性調査などの名称で同様の事業が実施されております。産業用地の創出の手法の1つとして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、通称地域未来投資促進法がございまして。この地域未来投資促進法では、奈良県においては、県が作成した基本計画に基づき、事業者が作成する地域経済牽引事業計画が知事に認定されると、企業立地に関する法規制について一部規制緩和を受けることができるようになります。

同じ基本計画という名称となっておりますが、葛城市で実施した産業用地創出基本計画策定事業では、地域未来投資促進法における基本計画とは別に、新村工業系ゾーンを産業用地として活用するためにクリアすべき法規制の整理、事業手法などについて検討しております。また、地権者の意向を確認するためのアンケート調査や道路計画、整地設計、排水計画及び供給施設設計を含めた土地利用計画図等の作成を行っております。なお、本計画につきましては、可能性のある事業手法の検討であること、地権者に大きく関係する土地売買につながる内容であることなどの理由から、ホームページでの公表は控えさせていただいております。

新村工業系ゾーンの対象区域は約8ヘクタールの農地で、農地法上は第1種農地であり、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法上は農用地でございまして。現状では、これらの法規制のため、産業用地としての活用が困難な状況でございまして、庁内の関係部署が集まり、継続して協議しており、また、同様な課題を持つ近隣自治体と連携したり、奈良県と協議するなど、新村工業系ゾーンの産業用地としての活用に向けて模索しているところでございます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 いろいろと、法律とか、結構漢字も含めて、なかなか皆さん頭には入ってこないかなと思っておるんですけども、この対象区域というのは、まずあれなんですよ、1種農地というところで、産業用地としての活用が困難という回答でありましたけども、当初よりそれはもう分かっていたということでございます。私の認識では、通称未来法に基づく、県で定めた基

本計画というのに基づいて、はじかみ工業団地のように重点促進区域として位置づけていくものやと。その後、本市によって、土地利用調整計画というのがあって、土地利用調整区域というのを定めることができる。これは未来法の関係で定めることができるんです。そこでやったら農振除外とか農地転用というのも可能にしていくことができるというふうに持っていかれるのかなと思ってたんです。そのため、県2分の1、市2分の1でお金を出し合いながら産業用地創出の基本計画の策定をされたと思ってたんです。でも今の回答やったら、違うんです。そやから、何のための産業用地基本計画の策定やったんかなというところがまだ残るんですけど、これについても、先ほど、議会にもまだ示されてないところもありますので、その内容も1回見させていただきたいなというところはあるかなと思います。それをまずお願いをしておきますね。

また、今度は道路なんです。道路も、そこの工業系ゾーンを誘致するに当たって、道路の拡幅事業とかもされていっておるんです。この道路なんですけど、新町・柳原線の道路改良工事においても、県道樫原・新庄線においても、産業創出のために整備をされてると思ってます。道路改良工事の進捗については、どのように今なってますか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。

工業系ゾーン内における新町・柳原線の道路改良工事の進捗状況でございますが、令和3年10月から着工し、県道樫原・新庄線から西へ約300メートルの道路北側部の改良工事が完成しております。令和7年度は、西川運輸倉庫前約100メートルの道路の北側部の道路改良工事を予定しており、令和8年度は、西川運輸倉庫前道路の南側部分約200メートルの道路改良工事を、令和9年度には、県道樫原・新庄線から西川運輸倉庫まで、路線北側約400メートルの区間に歩道を設置する予定となっております。

奥本議長 西川議員。

西川議員 進捗についてはそういうことでございまして、まだ県道のほうは、市はあまり関係ないんですけど、県道のほうでの買収というのもなかなかまだ進んでないというところも聞いておりますし、これについては、市、県と連携して、それをしっかりと進めていかなあかんと思ってます。この工業創出に係るゾーンについては。ただ、先ほど吉村議員の一般質問のときに、渡場大橋の話がありました。これについても、新町・柳原線、ずっと拡幅していつてます。していく予定です。やはりそっちに抜ける車というのは絶対出てきます。ということは、抜ける車というか、そこを拡幅せんとこの工業系ゾーンというのも成り立たないと思っておるところでございまして、先ほどの説明でしたら、拡幅しませんよというふうに聞こえたんです。それをもう一回聞きたいんですけど、予備設計では、国体までには厳しいという答えやったんか、拡幅をしないという、もうできないというふうにされてるのかというところを、もう一度、都市整備部長のほうからお聞かせ願いたいなと思います。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 渡場大橋については、一旦は長寿命化で改修する工事を行います。工業系ゾーンの利活用については、橋の架け替え、拡幅改修は必要なものでありますので、技術面も含め、

早期改修、架け替えができるよう引き続き検討してまいります。

以上です。

奥本議長 西川議員。

西川議員 なるべく早く、やはり工業系ゾーンの話もありますので、歩道については、やはり国体のこともあるし、それは整備されるということも思ってますけども、工業系ゾーンの事を考えたら、やっぱり拡張というのも必須やと思いますので、そこについては検討していただきます。お願いします。

それでは、さきに説明のあった、新村工業系ゾーンについては、農地法上は第1種農地、農業振興地域の整備に関する法律、農振法については、農用地と指定をされております。基本的には、農業に供する施設以外、農地転用というのを認めないとなっております。また、今般、農振法の改正によってその目的がより強化をされていると伺っております。この本産業用地に与える影響というのはございますでしょうか。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 今回の農振法の改正概要は、食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保することを目的として、農地の総量確保のための措置の強化に関する内容となっております。詳細につきましては、国からまだガイドラインが示されておりませんので、不明瞭な部分がございます。しかしながら、さきに説明したとおり、新村工業系ゾーンにつきましては、その全域が農用地となっておりますので、少なからず影響があるものと予測しております。

奥本議長 西川議員。

西川議員 本市においては、産業用地を創出すること、企業立地を推進することというのは必須でございます。何としても、当初の計画どおり事業を成し遂げなければなりません。この法改正の影響に対して、今後、市としてはどのような対応を考えておられますか。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 市といたしましては、新村工業系ゾーンを産業用地として活用できるよう、同じ課題を持つ近隣自治体並びに県と連携しながら、要望活動を現在実施しているところでございます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 ぜひとも、新村工業系ゾーンの産業用地の確保については、国、奈良県、近隣市町と連携をとって確実に進めていただきたいというところでございます。農振法の改正もあって強化されておりますけども、これは本当に葛城市にとっては踏ん張りどころやなと思っておりますので、産業用地に関しましては、お願いいたします。

次に、これ、時間ないんでごめんなさいね。優遇措置です。これ、言うたら、ハード面とソフト面を両方一緒に進めていかなあかんのです。ハード面は今のところ、ソフト面に関しまして、本市の企業立地に関して優遇措置というのがあります。これについては、いろいろ、例えば、金融機関で創業の支援金を融資したりとかいう制度、また、保証協会の保証料を70%補助したりとか、貸付利率を補助したりとか、そういうのがございます。また、これも前の一般質問で私も質問をして、これは条例制定までしていただいたとこなんですけど、固

定資産税を3年分に限り免除すると、企業がそこに進出したときには。これは未来法の関係でされております。そこで、この条例を定めて以降、この条例というのは、葛城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を制定した以降、この条例を定めてから以降、どのような効果があったかというのをお聞かせ願えますか。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 現時点において、固定資産税の特例を行った事業者はございませんが、奈良県知事により地域経済牽引事業計画の承認を受け、現在建設中の家屋が2件ございますので、今後は対象となる可能性がございます。この条例の制定が、市内での工場立地への1つのきっかけになっているのではないかと考えております。今後も引き続き県と連携をとりながら、優遇制度をしっかりとPRしていきたいと考えております。

奥本議長 西川議員。

西川議員 本条例の活用にあっては、本当にしっかりとPRを行っていただきたいと、企業誘致の武器として使っていただきたいと思うところでございます。今まで奈良県12市の中で唯一本市のみが奨励金制度や税制優遇がなかったんです。これについては、条例制定までスムーズに行っていただいたことというのは高く評価をするところでございます。これについては、未来法との関連もあって、令和10年まで延長されております。この条例の取扱いもまた考えていかんなんのかなと思うところでもございますし、国や県との情報交換をしながら事業実施に努めていただきたいと思います。

そこで、今、高く評価をすると言ったばかりなんですけども、本市にあっては、まだ優遇制度というのは、やっとはかの市に並んだか、まだ一步遅れてるなというところでございます。そこで新たな優遇制度を提案をさせていただきたいと思うんですけど、これもほかによくあるんですけど、雇用促進奨励金ということでございます。これは本市において雇用の安定を図って、人口の流入や本市からの人口流出というのにも図れる制度になると考えるんですけど、本市の考えというのはどうでしょうか。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 令和5年6月に制定いたしました葛城市地域経済牽引事業の推進に係る固定資産税の特例に関する条例による固定資産税の課税免除につきましては、その減免額の4分の3を地方交付税で補填されるものでございます。ほかの自治体の事例を見ますと、企業立地に向けた独自の優遇制度として、創業開始に伴い、市内在住の新規従業員の雇用に対する奨励金がそれぞれの自治体の状況に応じて設けられておりますが、これらは全て各自治体の財源により行っている施策でございます。葛城市にとって最適な優遇制度について、ほかの自治体の事例や情報を参考にしながら研究してまいります。

奥本議長 西川議員。

西川議員 結構、奨励金とか、単費といいますか、市の財源でやっていかんところがございまして、定めていただいた条例については、国から3分の2が固定資産税の補填をされるというようなことやったかなと思うんですけども、やはり、先ほどもお話しさせてもらったように、ほかの他市もいろいろと見てください。見ていただいて、企業を誘致するのにどういうふうな

制度をやられて企業が来られてるか。本当に企業が進出する目的というのは、やはり雇用も必要でございます。雇用が安定してないと、その地域で雇用を安定させるというところ、企業がやっぱり今、人手不足ですので、来たところでなかなかその近くに人がいませんよとかいうこともなってきますので、やはりこういう雇用の促進というところに関しても、非常に葛城市は力入れていかんなんのかなとは思っております。

先ほども言ったように、ハード面とソフト面としっかりと両方を進めていくようなことをしていただきたいというふうに思うところでございます。葛城市にとってしっかりと税収を確保できるように、優良な企業に来ていただけるように、またそれに努めていただきたいというふうに思うところでございます。いろいろとお願いをしておりますけれども、葛城市の明るい未来のため、しっかりと頑張りたい、共に頑張りたいと思っておりますので、それをお願いをしまして、私の一般質問と……。

(発言する者あり)

西川議員 ごめんなさい。次に、設備投資です。創業支援奨励金についての本市の考えというのはどうでしょうか。まだ3分ありますので、市長、お願いします。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 個々の制度につきましては、考えていくのはもう間違いなく考えていきます。基本的な考え方はもう同じです。安定した財源をどのように確保していくのかというのが一番のことです。その分も、財政力指数が1を超えないと本当は意味がないんですけども、安定している財源を確保できるということは、その地方自治体にとっては非常に大切なことです。今まで葛城市というのは、行政サービス水準を上げることによって、市民第一の住みよいまちづくりをしてきました。もう次のステップというのは決まっちゃって、いかに民間企業を誘致していくのか。そのことが次のステップの最大の課題になっておりますので、それに対しまして最大限の条件整備をしていきたいと考えております。

以上でございます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 市長から今しっかりと、民間企業をしっかりと誘致していきたいという力強い言葉もいただきましたんで、ぜひともそれについて実現していきたいと思っておりますので、以上をもちまして私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

奥本議長 西川善浩議員の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、明日18日は午前10時から緊急地震速報訓練が実施されますので、訓練終了後の午前10時10分から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時19分